

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年9月

神戸市人事委員会



神戸市会議長 安井 俊彦 様

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市人事委員会

委員長 芝原 貴文

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

# 目 次

## 別紙第1 職員の給与に関する報告

	頁
1 はじめに .....	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較 .....	2
3 結び .....	9
(参考) 人事院勧告の概要(給与勧告の骨子) .....	11

## 別紙第2 勧 告 .....

13

## 別紙第3 職員の人事管理に関する報告

1 多様な人材の確保及び育成 .....	15
2 働き方改革と勤務環境の整備 .....	18
3 高齢期雇用 .....	23
4 職員の服務規律 .....	23
5 結び .....	24
(参考) 人事院報告の概要(公務員人事管理に関する報告の骨子) .....	25

## 参考資料

参考資料目次 .....	28
第1部 市職員給与等の実態 .....	29
第2部 民間給与等の実態 .....	52
第3部 労働経済指標 .....	66
(参考) 給与等報告・勧告の手順 .....	68

## 職員の給与に関する報告

### 1 はじめに

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、平成 26 年度以降、月例給、特別給ともに引上げとなっていたが、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動が大きな影響を受ける中、2 年連続で月例給は据置き、特別給は引下げとなった。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき本市職員の給与等の実態、市内民間事業所の従業員給与、その他本市職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

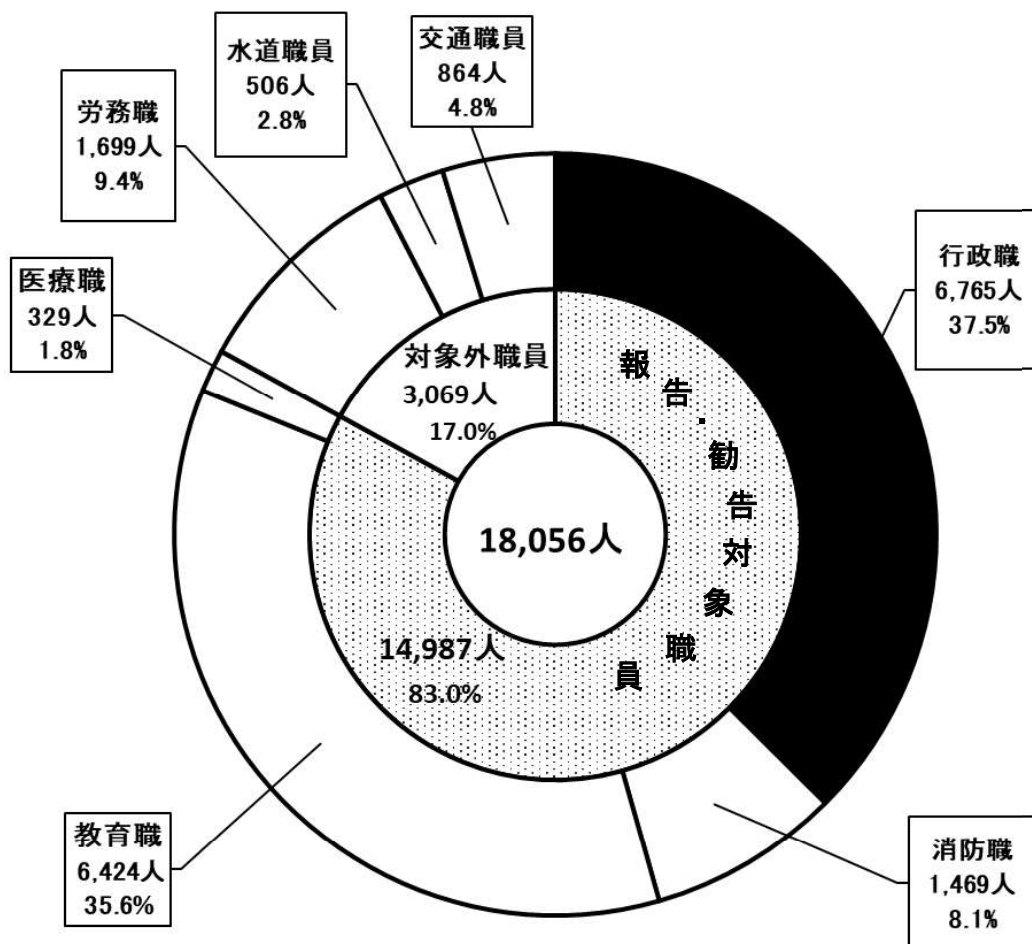
その結果について、次のとおり報告する。

## 2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

### (1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。調査対象となった職員のうち、勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職(計14,987人)である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p.29、p.30 参照)

#### 勧告対象外職員について

労務職、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

また、行政職職員から令和4年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,505人で、平均年齢は41.7歳であり、給与の状況は第1表に示すとおりである。

第1表 職員の給与の状況（較差比較対象職員）

項 目		令和4年	(参考)令和3年
平均 給 与 月 額	給 料	328,866円	328,099円
	扶 養 手 当	9,019円	8,884円
	地 域 手 当	41,958円	41,718円
	管 理 職 手 当	11,007円	10,655円
	住居手当等	5,726円	5,617円
	合 計	396,576円	394,973円

- (注) 1 給料については、令和3年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。  
2 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項 目		令和4年	(参考)令和3年
職 員 数		6,765人	6,899人
平 均 年 齢		41.2歳	41.2歳
平均勤続年数		17.5年	17.6年
平均扶養親族数		0.77人	0.76人
男女別構成比		男性56.5% 女性43.5%	男性56.8% 女性43.2%
学 歴 別 構 成	大 学 卒	75.2%	74.0%
	短 大 卒	7.4%	7.6%
	高 校 卒	17.0%	17.8%
	中 学 卒	0.5%	0.6%

## (2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。(参考資料 p.52 参照)

### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、第2表に示すとおり、昨年度に比べて大学卒、高校卒ともに増加しており、初任給を据え置いた事業所の割合が最も大きくなっている。

第2表 民間における初任給改定の状況 (単位：%)

	増額	据置き	減額
大学卒	48.6 (32.8)	51.4 (66.0)	0.0 (1.2)
高校卒	35.2 (27.2)	64.8 (72.8)	0.0 (0.0)

(注) 1 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を100としたときの割合である。

2 ( ) 内は、昨年度の数値である。

### イ 給与改定の状況

本年1月以降に、ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて係員、課長級ともに増加した。また、ベースダウンを実施した事業所は、昨年度に比べて減少している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況 (単位：%)

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	33.7 (26.8)	17.9 (21.3)	0.0 (2.9)	48.4 (49.0)
課長級	25.0 (24.6)	19.9 (18.6)	0.0 (3.0)	55.1 (53.8)

(注) ( ) 内は、昨年度の数値である。

次に、本年1月以降に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に比べて減少している。また、昇給額については、昨年度と比べて増額した事業所が、係員では増加し、課長級では減少してい

る。

第4表 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

	定昇制度あり						定昇 制度 なし
		定昇 実施	定昇			定昇 停止	
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	81.1 (87.5)	81.1 (84.4)	23.0 (16.8)	2.3 (7.4)	55.8 (60.2)	0.0 (3.1)	18.9 (12.5)
課長級	72.5 (83.7)	72.5 (80.5)	11.9 (14.9)	2.6 (7.2)	58.0 (58.4)	0.0 (3.2)	27.5 (16.3)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 ( ) 内は、昨年度の数値である。

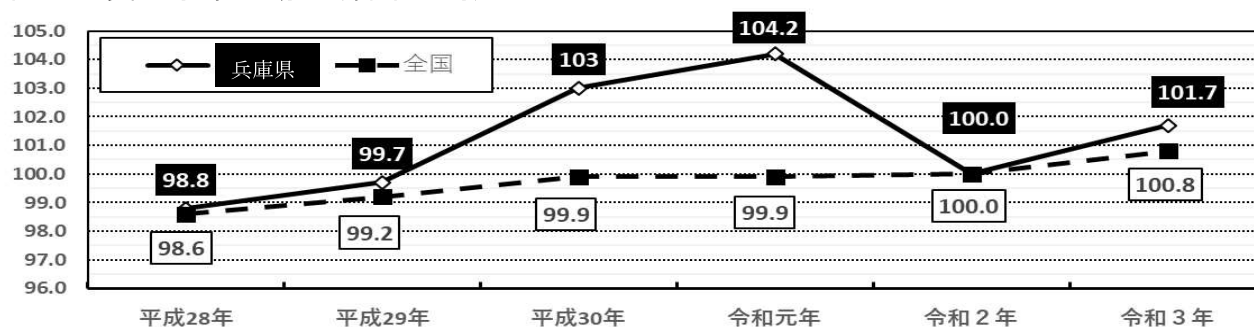


### (3) 賃金・雇用情勢等

#### ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(令和2暦年平均=100)は、令和3年平均は兵庫県で101.7と昨年より1.7ポイント上昇している。全国は100.8と昨年より0.8ポイント上昇している。また、参考までに、令和4年4月においては、兵庫県は102.6で、前年同月(102.6)と同値であり、全国は104.0で、前年同月(101.8)より2.2ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

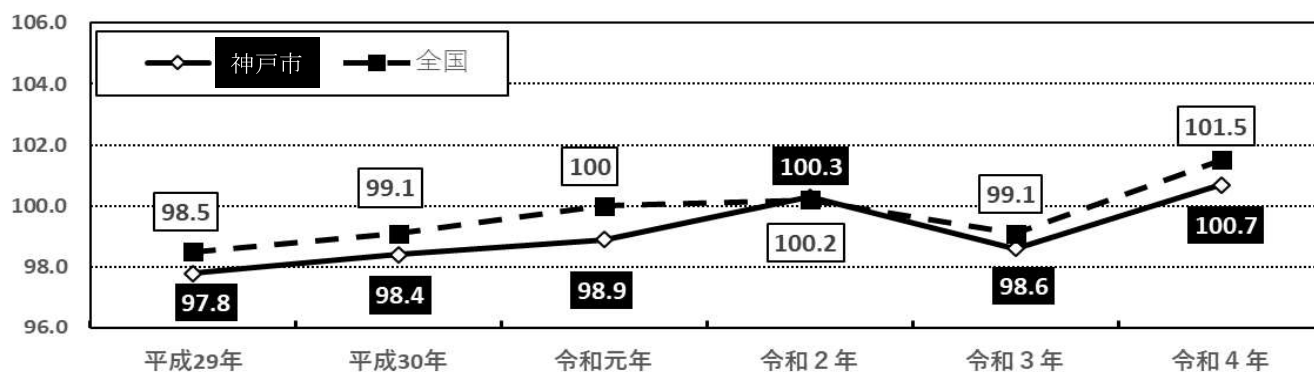


(注) 全国、兵庫県ともに、令和2暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

#### イ 物価の動向

令和4年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり100.7となり、昨年より2.1ポイント上昇している。

図3 消費者物価指数の推移(各年4月)

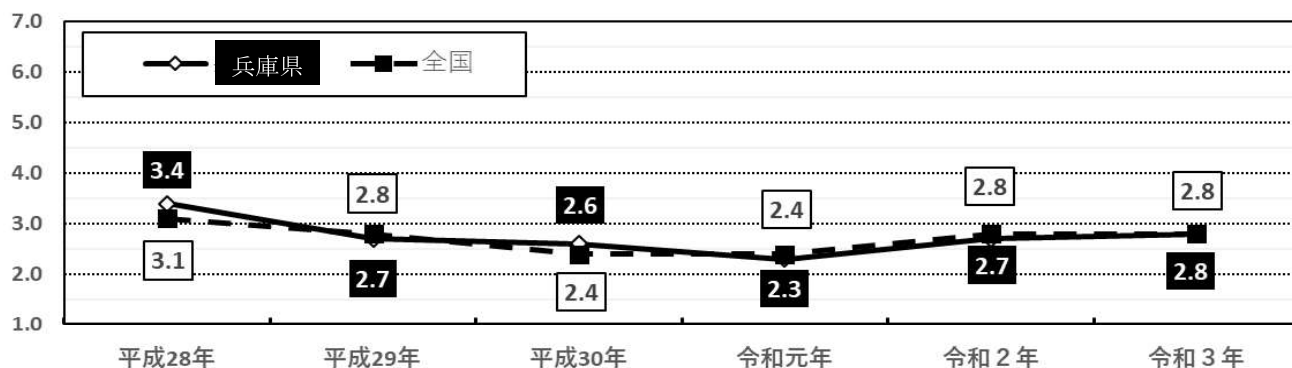


(注) 全国、神戸市とも、令和2暦年平均を100とした指数である。

## ウ 雇用情勢等

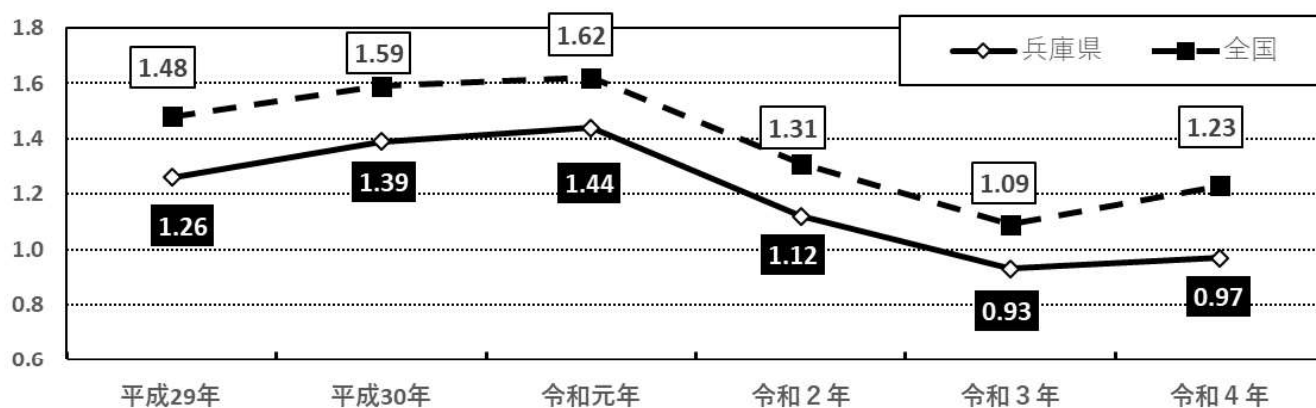
「労働力調査」（総務省）によると、図4に示すとおり、完全失業率は令和元年までは、改善が見られていたが、令和3年においては、兵庫県は2.8%、全国も2.8%とほぼ横ばいの状態である。

図4 完全失業率の推移（暦年平均）



また、「職業安定業務統計（一般職業紹介状況）」（厚生労働省）によると、兵庫県の有効求人倍率は、図5に示すとおり、0.97倍となり、全国と同様に上昇している。

図5 有効求人倍率の推移（各年4月）



（注）有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である（有効求人数／有効求職者数）。全国・兵庫県ともに季節調整値。

#### (4) 民間給与との比較結果

##### ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり 853 円 (0.22%) 下回っている。

第5表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
397,429円	396,576円	853円(0.22%)

(注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

##### イ 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表に示すとおり、平均所定内給与月額 of 4.40月分(昨年は4.30月分)に相当しており、本市職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数(4.30月)は、民間事業所の支給月数を0.1月分下回っている。

第6表 民間における特別給の支給状況

特別給の支給割合	下半期	2.12月分
	上半期	2.28月分
年 間		4.40月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

#### 〈参考〉

##### 本市職員の現行の支給月数

特別給の支給月数	6月期	2.15月
	12月期	2.15月
年 間		4.30月

### 3 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を 853 円（0.22%）下回っている状況である。

また、特別給（期末・勤勉手当）については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.30 月）が市内民間事業所の支給月数（4.40 月）を 0.1 月分下回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次の（１）のとおりとすることが適切であると判断した。

また、本年の人事院の報告の中で述べられている給与制度の整備について、次の（２）のとおり動向を注視していく必要があると考える。

#### （１）本年度の給与改定の取扱いについて

##### ア 給料表

行政職給料表については、国の行政職俸給表（一）及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、初任給の引上げをはじめとして本市職員の実態に適合した改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

##### イ 特別給（期末・勤勉手当）

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.1 月分引上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧

告を考慮のうえ、勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分することが適当である。

再任用職員の特別給についても、人事院勧告を考慮のうえ、所要の措置を講じる必要がある。

【参考】 令和4年12月期以降の支給月数（一般の職員の場合）

		6月期		12月期	
本年度	期末手当	1.20	月（支給済み）	1.20	月（改定なし）
	勤勉手当	0.95	月（支給済み）	1.05	月（現行0.95月）
来年度 以降	期末手当	1.20	月	1.20	月
	勤勉手当	1.00	月	1.00	月

## ウ 改定の実施時期等

アについては、令和4年4月1日から、イについては、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

### （2）社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

本年の人事院の報告の中で、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度においても課題に対応できるようアップデートを図っていく必要があるとして、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に取り組んでいくと述べられており、本市においても、国や他の政令指定都市の動向を注視していく必要がある。

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査 (完了率83.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

#### ○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分<sup>(注)</sup>103円〕 <sup>(注)</sup>俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の平均支給月数を比較

#### ○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験 (大卒程度) に係る初任給を3,000円、一般職試験 (高卒者) に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3% [1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定 (専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

### 〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

### 〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他の取組

### (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

### (2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

## 4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

#### 【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

#### 【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

## 勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差等（月例給 853 円 0.22%、特別給 0.1 月）を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表

神戸市職員の給与等に関する条例に規定する給料表については、国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した必要な改定を行うこと。

#### (2) 期末・勤勉手当

支給月数及び支給割合について、別紙第1で述べたことを踏まえ、民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

### 2 改定の実施時期

1の(1)については、令和4年4月1日から、1の(2)については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施すること。



(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
2 1	△205	△0.05	4.15
2 2	△203	△0.05	3.95
2 3	( △56 )	( △0.01 )	↓
2 4	△945	△0.22	↓
2 5	( △89 )	( △0.02 )	↓
2 6	1,014	0.25	4.10
2 7	907	0.22	4.20
2 8	721	0.18	4.30
2 9	237	0.06	4.40
3 0	445	0.11	4.45
元	240	0.06	4.50
2	( △47 )	( △0.01 )	4.45
3	( △86 )	( △0.02 )	4.30
4	853	0.22	4.40

(注) 月例給の欄がカッコ書きの年度は月例給の勧告を見送り。

## 職員の人事管理に関する報告

### 1 多様な人材の確保及び育成

近年の社会情勢の急激な変化や、複雑・高度化する行政課題に的確に対応していくため、各自治体には、長期的かつ総合的な視点をもって、限られた人材を最大限に活用しながら課題解決に取り組むことが求められている。

本年3月に発出された国の「地方公共団体における人材マネジメントの方策に関する研究会 令和3年度報告書」においても、地方公共団体の財産・経営資源としての「人材」の確保、育成、評価、配置、処遇等を戦略的に実施する「人材マネジメント」の必要性、重要性が述べられている。

本市においても、このような人材マネジメントの重要性を十分に認識し、組織全体として取り組んでいくことが求められる。

#### (1) 人材の確保

多様で有為な人材の確保については、これまでもジョブ型雇用による民間専門人材の活用や受験制度の拡充、広報の充実などに努めてきたところ、DX（デジタル・トランスフォーメーション）人材など専門人材のニーズの高まりや労働人口の減少に伴い、人材獲得競争はますます激しくなっている。特に技術系区分の採用試験については、受験者の確保が困難になってきており、対策が必要な状況である。

今年度は、採用育成チームに民間出身の参与を登用し、本市人事行政にさらに幅広い識見を得るとともに、より良い人材を確保するため、新たに局長級職員が面接官として採用試験に参画するといった取組を進めている。

将来の市政を担う人材の確保は組織全体として取り組んでいくべき非常に重要なテーマであるという認識の下、実施した取組の効果分析や検証を重ねながら、より良い人材確保施策の展開に向けて、引き続き全庁を挙げて取り組んでいく必要がある。

なお、障害者雇用の促進は、事業主としての観点に加え、多様な働き方の推進や障害者の就労支援としての観点からも重要である。本市では、これまでも法定雇用率の達成に向け、チャレンジドオフィスの設置をはじめとした様々な取組を推進しているところであり、また、行政の役割として障害者の就労支援に率先して取り組む立場から、市役所内における障害者訓練雇用事業や、短時間訓練雇用の実施等にも努めている。任命権者においては、今後も更なる雇用促進に向けて、引き続きそれぞれの障害者活躍推進計画に基づき、障害のある職員の活躍を推進する体制や職場環境の整備、障害特性に応じた職務の選定・創出の工夫といった取組を積極的に進めていくことが望まれる。

## (2) 職員研修

「神戸市人材育成基本計画」に定める目指すべき職員像を実現するためには、職位に応じた基本的な役割を踏まえた人材育成計画の基本原則に基づき、必要な知識・スキルの習得や自己啓発意欲の醸成を図ることが重要である。

本年度は、新たにLMS(学習管理システム)を導入し、場所や時間に制約されないeラーニングや外部の学習コンテンツの活用を拡充するとともに、職員自身や上司が、業務ごとに必要な、また個人の成長やキャリアの実現に必要なスキルや知識を、選択して習得できるよう取り組んでいる。

また、マネジメント能力強化のための全課長級職員への研修の実施、ミドル世代職員の一層の能力発揮を目的とした3級キャリア研修の実施、庁内におけるDX推進に向けたDX関連研修の拡充にも力を入れているところである。

今後も研修機会の充実を図り、職員が社会ニーズや自らのキャリアに応じて主体的に学び、また上司が職員一人ひとりの状況に応じた指導や育成、キャリア形成支援を行いやすい環境づくりを支援していくことが望まれる。

なお、本市では市役所の枠にとらわれない柔軟な発想やスキル、ビジネス感覚、コスト意識を学び、身につけたノウハウや経験、人脈を市政に還元することを目的として、平成27年度より民間企業への派遣研修を実施してお

り、これまでに合計 13 社、41 名を派遣している。今後も、派遣された職員が身につけたこと等を市政に還元していけるよう、効果的に活用していくことが望まれる。

### (3) 人事評価

人事評価制度は、職員の能力・実績を公正に把握し、評価結果の任用や給与等への反映により職員の意欲向上を図るとともに、人事管理にも活用していくことで、人材育成や組織の活性化、公務能率の向上にもつながる重要な制度である。本市においても、人事評価結果の勤勉手当への反映について、昨年度からは全職員へ拡大して実施しているところである。

制度の適切な運用にあたっては、評価者である管理職が部下職員の業務遂行状況を的確に把握し、公正に評価したうえで納得の得られるようなフィードバックを行うことが重要となってくる。今後も、より分かりやすい判断基準への見直しや評価者研修の充実等により評価レベルの向上・均一化を図るとともに、「人事評価調整会議」の活用等による一層納得性の高い公平・公正な制度運用に努めることが求められる。

### (4) 昇任意欲の醸成

管理職の登竜門である係長職を目指す職員や、実際に係長に昇任した職員が、更なるキャリアアップへのモチベーションも含め、高い意欲をもって職務に取り組めるような環境づくりは、組織力の向上のためにも大切なことである。

本市では、これまでもよりチャレンジしやすい昇任選考制度への見直しや係長職の処遇改善のため様々な取組を行っており、今年度からは、係長級の全号給について、給料月額段階的な引上げを開始したところである。

今後も、係長職・管理職のやりがいや魅力の発信、キャリア形成支援など、昇任意欲の醸成とそれを支える環境づくりに引き続き努める必要がある。

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

### (1) 長時間勤務の是正と適切な勤務時間の管理

長時間勤務の是正は、職員の健康の保持、公務能率の向上、ワークライフバランス、人材の確保といった様々な観点からも非常に重要な課題である。本市においては、新型コロナウイルス感染症対応に全庁を挙げて取り組みつつ、これまでも人員配置の工夫や勤務時間の管理、「やめる・へらす・かえる」による業務改善など、長時間勤務是正のため様々な取組を行ってきた。本委員会も、職員の健康確保等の観点から最も優先すべき課題であるという認識の下、従来から本報告の中で言及するとともに、これまでも適用事業所調査等を通じて実態や取組状況の確認を行ってきた。昨年度は初めて「時間外勤務状況調査」として、年度前半の時間外勤務が多く見られた事業所等を対象に重点的な調査を行い、うち一部の事業所については人事委員が予告なしに事業所を訪問し、職員に直接聴き取りを行うなど、実態把握に努め、改善すべき点については改善指導を行ったところである。

職員一人ひと月あたりの平均時間外勤務時間数については年々減少傾向にあったものの、昨年度は長期化する新型コロナウイルス感染症対応の影響等もあり、一昨年度の14.3時間から15.8時間に増加した。また過労死ラインのひとつの目安とされる月80時間を超える長時間勤務職員も増加している。

新型コロナウイルス感染症対応に継続して取り組んでいく必要がある中ではあるが、局室区長においては、引き続き強いリーダーシップを発揮し、個別の勤務実態を把握のうえ、要因の整理・分析・検証を行い、業務の再配分や部内局内応援制度の活用による負担の平準化、働き方改革の推進による業務量の削減・効率化など、その原因に応じた具体的な対応を実行していくことが求められる。また、任命権者においては、各局室区の取組や改善状況を把握し、状況に応じて是正に関する措置を求め、また人事異動上の配慮や時間外勤務が発生しない勤務体制を構築するための各種制度の改善を行うなど、各局室区の具体的な取組を効果的に支援し、本市全体として長時間勤務の是正がより推進されるような体制を構築していくことを期待する。

なお、時間外勤務の上限を超過しないようにするために賃金不払残業が発生するようなことはあってはならず、管理監督者においては、時間外勤務の事前命令を徹底し、業務の緊急性や必要性を十分に精査のうえ、実態に即した適切な時間で命令を行う必要がある。また、退勤時間の確認も含め適切な勤務時間の管理に努めるとともに、時間外勤務の縮減や業務改革の推進に向けた所属職員の意識改革にも取り組むなど、引き続きマネジメント能力を発揮することが求められる。あわせて、職員一人ひとりにおいても、長時間勤務が心身の健康や生活へもたらす影響を十分に認識し、それぞれが業務改善・効率化の意識を高め、具体的な行動に移すことが望まれる。

教職員の長時間勤務については、以前から「神戸市立学校園働き方改革推進プラン」等に基づき、人員体制の強化などによる組織力の充実や学校園業務の適正化、ICTの活用や事務処理支援による教職員の事務負担の軽減等に取り組んできているところ、昨年度はさらに、これまで当たり前のものとして行ってきた業務等の見詰め直しや、役職や職種に応じた業務の標準化といった、「学校の業務と活動」を令和の時代にふさわしいものへと作り直す取組に着手した。今後も、事務局と学校園が一体となって引き続き教職員の働き方に対する意識改革に取り組むとともに、地域や保護者など関係者の理解を得ながら、教職員の働き方改革に関する取組を進めていく必要がある。

本委員会としても、労働基準監督機関としての権限に基づき、適用事業所調査等を通じて実態や取組状況の把握に努め、必要に応じて改善指導を行うなど、長時間勤務の是正に向け引き続き取り組んでいく。

## （２）多様な働き方の推進

人口減少や超高齢化社会といった社会的課題に直面しつつも、市民目線・市民本位で持続可能な市政運営を行っていくためには、業務の廃止・見直しやデジタル化の推進等による業務の効率化とともに、職員一人ひとりが生き生きとその能力を最大限に発揮できるための環境づくりが必要不可欠である。様々な背景を持つ職員がその意欲に応じて個性と能力を発揮できるよう、ワークライフバランスに配慮した一層柔軟な制度と仕組みづくりに取り組

んでいくことが求められる。

男性職員の育児休業については、令和2年7月に策定した次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（第4期）において、令和6年度末の男性職員の育児休業取得率の目標値を30%と定め、その向上のための取組が進められている。これまでも管理職研修の実施や「仕事と子育ての両立を上司が応援するプログラム」に基づく面談の実施、管理職の育児休業等取得促進への取組状況等の人事評価への反映など、向上のための取組が行われており、令和3年度の取得率は、前年度から14.5ポイント上昇し、令和6年度末目標値を超える36.8%となった。また、取得期間についても、1か月以上取得する職員が6割を超えている。

男性職員の育児休業取得率の向上は、本人が能動的に子育てにかかわる契機となるとともに、性別に関係なく仕事と家庭の両立ができる組織風土の醸成にも資することである。

先般、取得率の飛躍的向上のため、市長から全職員に向けて男性職員の育児休業取得促進にかかるメッセージが発信されたところであり、また今後、育児休業の取得回数制限の緩和や請求期限の短縮など、育児休業をより柔軟に取得しやすくなるような制度改正も予定されている。これからも、職員が必要な時期に制度を活用できるような環境や組織風土づくりにより一層努めていくことが求められる。

女性職員の活躍推進に関し、本市は昨年3月に策定された第2期の「神戸市女性職員の活躍推進計画」において、課長級以上の職員に占める女性職員の割合を令和7年度末に25.0%に引き上げることが目標としている。これまでも、任命権者において、働きやすい環境づくりのための各種制度の導入、係長昇任選考の見直し、「仕事と子育ての両立を上司が応援するプログラム」の活用、庁内公募における育児等両立応援枠の導入といった様々な取組がなされており、本年4月時点での課長級以上の職員に占める女性職員の割合は、昨年から2.1ポイント上昇し、17.6%となっている。

女性職員の一層の登用促進に向けて、引き続き、気兼ねなく昇任できる組織風土の醸成や昇任意欲を支える環境づくり、ライフイベントなどに配慮し

た多様な人材育成、キャリア形成支援等の取組を推進していく必要がある。

また、公正でバランスの取れた社会を実現していくためには、課長級以上の職員に占める女性職員の割合の向上だけでなく、入口である係長職への登用促進や政策決定・意思形成過程への参画機会の拡大などにより、多様な視点による様々な価値観が反映されていくことも求められる。

在宅勤務やフレックスタイム制については、コロナ禍において対象者や取得事由の緩和など、柔軟な制度運用が行われ、その取得が進んだところである。今後、コロナ禍の影響が落ち着いた後においても、引き続き職員が多様な働き方を選択できるよう、制度の定着を図ることが必要と考える。なお、本年7月に発出された「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の中間報告において、フレックスタイム制や休憩時間制度の柔軟化等について述べられている。今後も引き続き、国等の動向を注視していく必要がある。

### **(3) 職員の健康確保・安全衛生**

職員の心身両面の健康の確保は、本人やその周囲の人のためであることはもちろん、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。

長時間勤務については過労死との関連性が高く、局室区長等においては、前述のとおり長時間勤務の是正に努めることはもちろん、やむを得ず長時間にわたる時間外勤務を命じる場合であっても、事前命令を徹底し、必要最小限にとどめるとともに、職員の心身の健康状況の把握に努め、産業医による面接指導等の必要な措置が確実に実施されるよう、職員の健康の確保に最大限配慮する必要がある。

特に、令和2年度から長時間勤務が継続しているコロナ対応部局職員へのケアや健康の確保については、健康管理部局と各局室区との協働により、徹底して取り組む必要がある。

メンタルヘルスについて、令和3年度の精神疾患による休職者は令和2年度に比べて増加していることから、まずは「発生予防」としての一次予防や



「早期発見・早期対応」としての二次予防に努める必要がある。各局室区において、ストレスチェックの集団分析結果の活用等により、管理監督者を中心として職員の具体的なストレス要因や職場における課題を把握し、職員の不調への早期対応・環境改善に努めるとともに、職員自身も定期健康診断やストレスチェックの機会などを利用して、自らの心身の状態に常に注意を払い、セルフケアに努めていただきたい。任命権者においては、引き続き健康管理部局と職場との協働により、セルフケアやラインケアが効果的に実施されるよう、研修や相談窓口の充実、職場環境の改善といった取組の充実を図ることが求められる。また、退職者に対しては三次予防である「職場復帰支援」として、令和3年10月より拡充されたプレ出勤制度を活用し、円滑な職場復帰を図っていくことが求められる。

職場環境の安全確保については、本委員会としても労働基準監督機関として、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいるところである。各職場においても、安全教育の実施や職員相互のコミュニケーションを通じた安全意識の向上に努めるとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させるなど、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。また、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についても、引き続き徹底する必要がある。

#### **(4) ハラスメントに対する取組**

各種ハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、組織全体の士気や能率の低下につながるなど、円滑な公務の運営を妨げる問題である。本委員会への苦情相談においても、ハラスメントに関する相談が増加傾向にあり、本委員会としても懸念しているところである。今後も全ての職員が「神戸市ハラスメント対策基本方針」の理念を十分に認識し、組織全体としてハラスメント問題が生じない職場環境づくりに努める必要がある。

また、職員が業務に関連して長時間のクレームや暴力行為等を受けるような事案に対しては、従前より運用している「不当要求・クレーム対応マニユ

アル」等の整備に加え、本年より組織的対応の強化が図られているが、今後  
も組織として毅然と対処していくための方針を確立し、取り組んでいくこと  
が求められる。

### **(5) 職員の意識の把握**

本市では、働き方改革に対する職員一人ひとりの当事者意識を高めていく  
ため、各制度や施策等の浸透度及び課題をはかる全職員に対する意識調査の  
定期的な実施を、「行財政改革方針 2025」の目標に定めている。

今後も、調査結果の活用により制度改正等の効果を分析・検証することで、  
職員の意識や職場風土の変化について継続的・客観的に把握し、より良い制  
度の運用や働き方改革の定着につなげていくことが必要であると考えます。

## **3 高齢期雇用**

先般、定年年齢の段階的引上げ等を定めた国家公務員法及び地方公務員法  
改正法が成立し、令和5年4月からの制度開始に向けて、本市においても準  
備が進められているところである。

制度の実施にあたっては、必要な条例・規則の改正を漏れなく行うととも  
に、職員に対して、今後のキャリアを選択するために必要な情報の周知を十  
分に行う必要がある。

高齢層職員の給与や退職制度については、定年の引上げを見据えて、職員  
のモチベーションの維持に配慮しつつ、本市の実情や国、他の自治体の現状  
等を踏まえながら、定年引上げとあわせた見直しを行う必要がある。

加えて、在職期間が長期化する中、高齢層職員がこれまで培った経験や能  
力を引き続き活用し、また後進の育成や知識・技術の活用にも努めることの  
できるような環境づくりに取り組むことが重要である。

## **4 職員の服務規律**

職員の綱紀粛正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及し  
てきたところであり、任命権者においても機会あるごとにその周知徹底を図

っているが、依然として市民の信頼を損ねるような不祥事が発生している。

任命権者においては、今後も不祥事の未然防止に向けて、あらゆる機会を通じて、コンプライアンスの推進に取り組む必要がある。また全職員が「神戸市クレド」や「神戸市職員コンプライアンス共有理念」のもと、今一度職員として守るべき義務を十分に認識するとともに、職務外においても、市民の信託に対する責任の重みを自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民の期待と信頼に応えるよう精励されることを要望する。

## 5 結び

本委員会としては、以上に述べたとおり、本市職員の人事管理に関する諸問題について取り組んでいくことが必要であると考えます。

職員においては、行政への需要が多様化・高度化・複雑化する中で、日々職務に精励し、市民サービスの向上に懸命に努力されてきた。また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する厳しい状況下において、全職員が一丸となって感染拡大防止や医療提供体制の安定的確保、市民の生活基盤の回復支援、事業者の事業継続支援などに全力で取り組まれている。このような職員の努力に心から敬意を表するとともに、自身の心身の健康にも十分に留意しつつ、市民生活を守るため、引き続き職務に精励いただきたい。

今後、with コロナ時代、ポストコロナ時代に対応した施策をスピード感をもって展開し、本市が目指すDXを活用した「スマート自治体」を実現していくにあたり、職員一人ひとりが安心してその能力を最大限に発揮し、成果の最大化に取り組みながら社会情勢に応じた市民サービスを維持、向上させていくための努力を続けていくことのできるような組織風土の醸成に継続して取り組んでいかれることを期待する。

市会及び市長におかれては、「職員の給与等に関する報告及び勧告制度」についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

(参考) 人事院勧告の概要 (令和4年8月8日)

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

### 1 人材の確保

#### 【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

#### 【対応】

##### (1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

##### (2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

### 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

#### 【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

#### 【対応】

##### (1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

##### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

### 3 勤務環境の整備

#### 【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開  
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

##### (3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

##### (4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

##### (5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

# 参 考 资 料

# 参考資料目次

## 第1部 市職員給与等の実態

	頁
令和4年度市職員の給与等の実態調査の概要	29
第1表 職員構成総括	31
第2表 給料表別、級別、号給別人員	35
第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額	45
第4表 ラスパイレス指数	49
第5表 扶養手当の支給状況	49
第6表 管理職手当の支給状況	50
第7表 住居手当の支給状況	50
第8表 再任用職員の給料表別、級別人員	51

## 第2部 民間給与等の実態

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	52
第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数	54
第10表 対応級表	54
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	55
第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給	64
第13表 民間における初任給の改定状況	64
第14表 民間におけるベース改定の実施状況	65
第15表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	65
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	65

## 第3部 労働経済指標

第17表 労働経済指標	66
(参考) 給与等報告・勧告の手順	68

## 第1部 市職員給与等の実態

### 令和4年度市職員の給与等の実態調査の概要

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和4年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

#### 2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児短時間勤務中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 専従退職者
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 会計年度任用職員
- (9) 臨時的任用職員
- (10) 労務職員
- (11) 企業職員（水道職員、交通職員）
- (12) 休職中の職員
- (13) 自己啓発等休業中の職員
- (14) 配偶者同行休業中の職員

#### 3 集計

集計は上記対象職員の全員について行った。



#### 4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等
4 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭等
5 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長、教授、准教授、講師、助教及び助手
6 教育職給料表（5）	小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭等
7 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
8 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、保健師、看護師等

（注）教育職給料表（1）は、平成31年4月に神戸市看護大学が地方独立行政法人へ移行したことに伴い、廃止した。

第1表 職員構成総括

給料表	区分	職員数(人)			平均給与月額(円)		
		計	男	女	計	給料	扶養手当
	行政職	6,765	3,825	2,940	391,406	324,778	8,756
消防職	1,469	1,410	59	382,538	316,833	15,913	40,548
教育職(2)	363	250	113	463,514	390,763	11,833	49,100
教育職(3)	109	5	104	432,118	364,641	5,358	45,813
教育職(4)	94	87	7	514,753	434,497	14,739	54,326
教育職(5)	5,858	2,606	3,252	422,455	357,136	8,633	44,648
医療職(1)	12	6	6	733,934	525,600	6,458	100,876
医療職(2)	317	20	297	350,157	297,476	6,014	37,064
合計	14,987	8,209	6,778	404,891	338,807	9,437	42,847

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、令和3年4月1日及び令和4年4月1日の給料表の切替えに伴う  
 2 平均給与月額の「計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

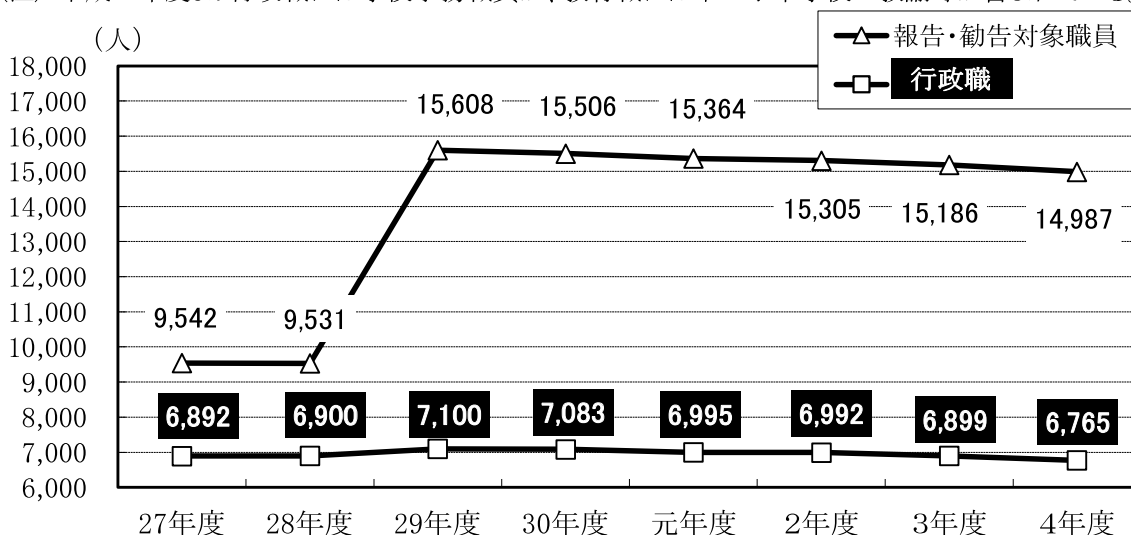
		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 ( 人 )			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
10,801	5,659	0.77	41.2	17.5	5,084	502	1,147	32
4,485	4,760	1.40	40.6	19.0	601	132	736	
6,570	5,248	1.03	44.9	17.6	352	5	6	
11,783	4,523	0.43	42.0	14.9	90	18	1	
3,479	7,713	1.37	46.2	14.1	74		20	
6,280	5,758	0.73	40.4	14.3	5,758	100		
98,417	2,583	0.58	55.7	8.3	12			
4,773	4,830	0.46	39.0	11.9	278	39		
8,216	5,584	0.82	40.9	16.2	12,249	796	1,910	32

経過措置額を含む。

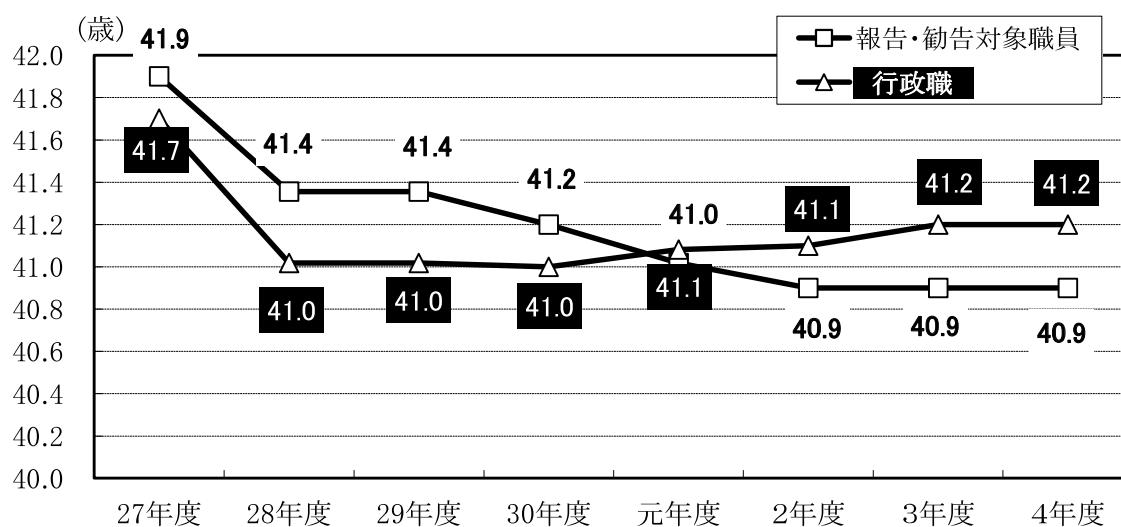
〈参考〉報告・勧告対象職員数の推移

年	報告・勧告対象職員					
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	合計
27年度	6,892	1,461	905	283	1	9,542
28年度	6,900	1,454	897	279	1	9,531
29年度	7,100	1,443	6,814	250	1	15,608
30年度	7,083	1,440	6,730	252	1	15,506
元年度	6,995	1,461	6,660	248	0	15,364
2年度	6,992	1,478	6,586	249	0	15,305
3年度	6,899	1,483	6,513	291	0	15,186
4年度	6,765	1,469	6,424	329	0	14,987

(注) 平成29年度より行政職には学校事務職員が、教育職には市立小中学校の教諭等が含まれている。



〈参考〉平均年齢の推移

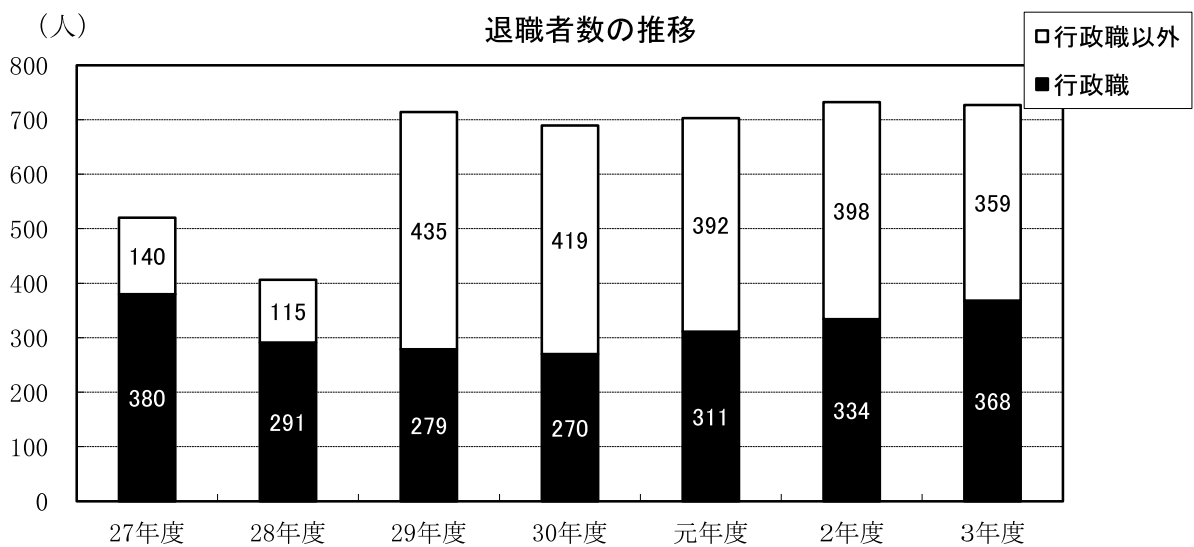
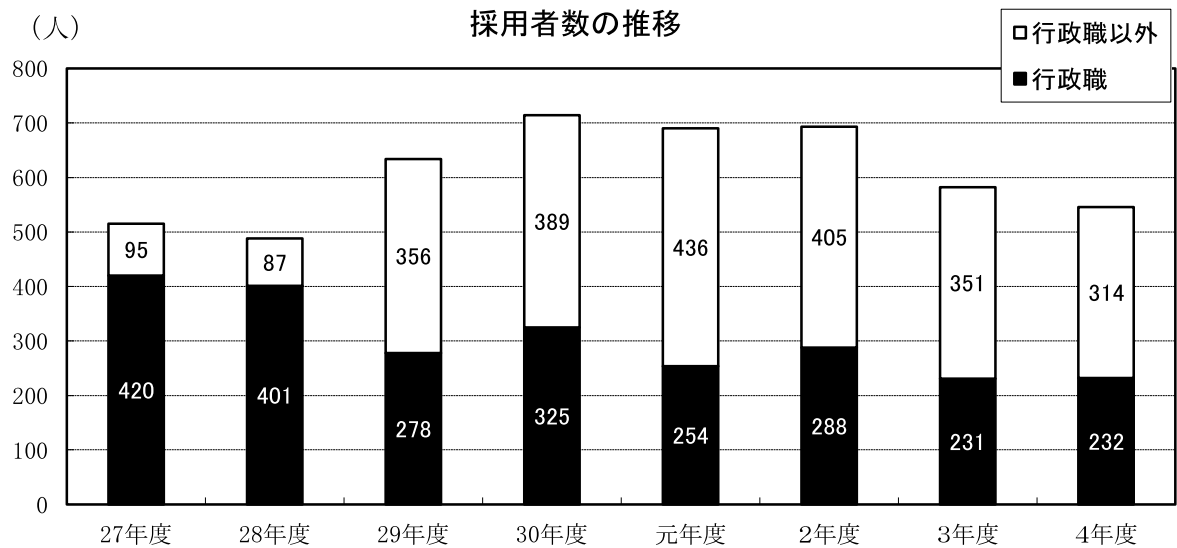


〈参考〉採用・退職者数の推移

	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
27年度	420	380	40	515	520	△ 5
28年度	401	291	110	488	406	82
29年度	278	279	△ 1	634	714	△ 80
30年度	325	270	55	714	689	25
元年度	254	311	△ 57	690	703	△ 13
2年度	288	334	△ 46	693	732	△ 39
3年度	231	368	△ 137	582	727	△ 145
4年度	232	…	…	546	…	…

(注) 1 令和4年度の数字は、令和4年4月1日採用者の人数である。

2 平成29年度より行政職には学校事務職員が、報告・勧告対象職員には市立小中学校の教諭等が含まれている。



## 第2表 給料表別、級別、号給別人員

### その1 行政職給料表

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1							1		1
2			1						
3									
4									
5	8							1	
6	1								
7			14			1			
8			4						
9			1		3	12			
10		2	110			1			
11			35	4		2			
12	1		6	1		1			
13	6		5	3		34			
14	5		3	7		4			1
15	4		177	157		2			1
16			7	12		2			
17			10	17		18			1
18	15		8	10		4			
19	2		142	168		5			
20	1		10	28		4			
21	1		9	8	1	21			4
22			9	8		4			5
23	2		184	28	2	6			5
24			20	5		6			1
25	123		14	114		40			2
26	3		15	30		8	1		3
27	4		152	28		9			1
28			21	21		30	1		4
29	5		8	94		15			2
30	1		4	18		9			2
31	2		21	37		11	1		5
32	1		15	22		51	1		2
33	15		10	78		25			
34			2	21	2	14		1	1
35	2		11	32	2	12	1	3	3
36			6	13	1	41	7	5	
37	1		4	72	1	18	1	11	2
38	4		11	17	2	14	4	8	1
39			12	20	5	14	3	9	
40	2		5	26	1	19	4	13	
41			3	20	2	17	1	13	
42	1		6	16	3	12	5	11	
43	2		6	16		6	3	10	1
44			4	36	4	24	3	6	
45	2		4	21	2	10	5	8	
46	1		5	15	5	9	8	6	
47			2	18	7	14	11	3	
48			3	38	4	15	8	7	1
49			4	13	3	10	7	5	
50			6	14	6	8	13	1	
51			5	18	3	9	7	1	
52			6	24	2	19	18	4	
53			8	15	6	9	16	4	
54			5	15	6	6	22	4	
55	1		6	10	5	15	30	1	
56			3	17	7	20	31	4	
57			4	13	4	8	23		1
58			8	7	7	10	33		
59			5	15	5	7	16	1	
60			3	7	6	14	23	1	
61			2	2	10	11	12	2	
62	1		4	3	3	7	24		
63			5	5	3	9	21	1	
64			3	8	5	12	29		
65			1	5	4	6	17		
66			1	6	4	2	17		
67			1	5	7	6	15		
68			1	6	5	6	19		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
69		3	7	11	5	11		
70		3	6	6	6	17		
71		1	4	12	10	13		
72		1	4	5	10	7		
73		1	1	16	3	7		
74	1	1	4	13	7	9		
75		1	2	5	11	7		
76			5	4	16	8		
77		1	2	22	8	3		
78			2	10	6	2		
79			1	9	15	2		
80			4	11	12	1		
81				23	11	2		
82			1	12	10	3		
83		2		7	26	1		
84			7	5	13	3		
85			1	14	9	1		
86		1	3	11	8			
87			2	8	16	1		
88		1	3	7	21			
89			3	13	9	1		
90				19	6	2		
91			4	8	18	2		
92			2	8	20	1		
93				14	13			
94			3	19	12			
95			1	19	16			
96			1	12	37			
97			3	12	13			
98				21	7			
99			2	16	6			
100			4	10	23			
101			2	8	14			
102				16	9			
103				13	13			
104				7	29			
105			5	9	22			
106				8	3			
107				17	5			
108			1	12	12			
109				15	13			
110			4	20	19			
111				18	5			
112				20	23			
113			1	15	8			
114				16	14			
115			7	2	5			
116				2	17			
117				5	4			
118				2	7			
119			1		4			
120			2	2	5			
121				2	5			
122								
123								
124			9					
125			2					
126			1					
127								
128			11					
129								
130			4					
131			1					
132			7					
133								
134			1					
135								
136			8					
137			817					
計	220 人	1,196 人	2,453 人	739 人	1,397 人	566 人	144 人	50 人
平均給料月額	184,446 円	214,728 円	311,284 円	375,008 円	368,545 円	432,873 円	493,569 円	561,734 円
平均年齢	22.9 歳	27.6 歳	40.9 歳	50.9 歳	44.9 歳	51.8 歳	54.6 歳	56.7 歳
							合計	6,765 人
							平均給料月額	324,778 円
							平均年齢	41.2 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	18						
2	4						
3	2	2	1				
4							
5	11	2					
6	11	18					
7	8	1					
8	10	2					
9	5	9	1				
10	7	2	1				
11	1	25					
12	5	3					
13	2	8	4	2			
14	2	9					
15		19	5				
16	2	2	2				
17	19	13	1		1		
18	3	11	2		1		
19	3	9	20				
20	2	6	3				
21	3	17	5				
22	1	1	2				1
23	1	10	1				
24	1	1	3		1		
25	2	7	20				
26		3	4				
27	1	2	6				
28		1	5		1		
29		10	18		1		
30		5	2		1		
31		2	3	1	1		
32			2	1	2		
33	1	1	21	1	1		
34			5	2	1		
35			6		1		
36			4	3	2		
37		1	17				
38			2	1	1		1
39			8		2		1
40		1	7	3	4		
41			12	3			2
42		1	8	2	1	1	
43			10	3	1		1
44			16	7	1		1
45		1	10	3	1		
46			7	4	3	1	
47			5		2	2	
48			7	7	1	1	2
49			10	3	3	3	2
50			3	2	2		
51			10	3			
52			10	2	2	3	1
53			11	7		1	
54			4	2		1	
55			2	4	2	1	
56			8	6	4		
57			6	2	3	1	2
58			1	5	1	5	1
59			1	4	4	4	
60			2	1	2	2	
61			2	4			1
62			1	1	2	2	
63			1	5		3	
64			2	3	2	2	
65			2	1	1		
66				3	1	1	
67			2	1	1	1	
68			1	3	1	2	



級 号給	級						
	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
69			3	3	1		
70			1	5	1	6	
71			2	8	4		
72			2	3	3	2	
73				2	3	1	
74			1	4	1	1	
75				4	1	1	
76			1	2	3	1	
77				2	2		
78				8	1	1	
79				12	2	1	
80			1	3	4		
81				8	6		
82				9	6		
83				11	4		
84			3	2			
85				2	2		
86			1	5	2	1	
87				13	3	1	
88			6		2		
89				1	5	1	
90				6	1		
91			1	5	1		
92				2	1		
93				12	3		
94			2	2	1		
95				3	4		
96				2	2		
97			2	4	1		
98			1	4	1		
99				3	1		
100			2	1	3		
101				8	3		
102					1		
103				3	1		
104				1	3		
105				3	1		
106				1	1		
107				7	3		
108				4	2		
109				9			
110			1	7	1		
111				5	4		
112					1		
113				2			
114				7	1		
115			2	2	3		
116				6			
117				2	2		
118				23	7		
119				1			
120			3	9	7		
121				3	4		
122							
123							
124			1				
125							
126							
127							
128			1				
129							
130							
131							
132			2				
133							
134							
135							
136			1				
137			153				
計	125 人	205 人	528 人	359 人	182 人	54 人	16 人
平均給料月額	173,034 円	208,192 円	314,195 円	371,848 円	385,968 円	435,735 円	497,169 円
平均年齢	21.8 歳	26.3 歳	40.2 歳	49.5 歳	48.2 歳	53.5 歳	55.5 歳
						合計	1,469 人
						平均給料月額	316,833 円
						平均年齢	40.6 歳

その3 教育職給料表(2)

号給	級				
	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14			1		
15					
16					
17		6			
18					
19					
20					
21		2			
22		1			
23		1			
24		1			
25		4			
26		1			
27		1			
28					
29		3			
30		4			
31		2			
32		2	1		
33		1			
34		1			
35		2			
36		1			
37		1			2
38		4			2
39					
40					
41					
42		7			
43					1
44		2			1
45		2			1
46		5			
47			1		
48	1				1
49		3			1
50		5		1	1
51					
52		1			
53			1		
54		3			3
55		1	1		1
56		2		1	
57					2
58		9			
59				1	
60		2		1	1
61		1			
62		5		1	
63					
64		3	1		
65					
66		2		2	
67					
68		2			
69				1	
70		5		1	
71		1	1		
72		2			
73		1	1	1	
74					
75		2		3	
76		2		1	
77		3		2	
78		2	1		
79					
80		1			
81		2	1		
82	1	2		1	
83					
84					
85		3			
86		3	1		
87		4			
88		3	1		
89		1			
90					
91					
92					

号給	級				
	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
93		1			
94	1	2			
95		1			
96		2			
97		3			
98	1	1			
99		1			
100					
101		2			
102		1			
103					
104					
105		2			
106					
107		5			
108					
109		1			
110		2			
111					
112					
113		3			
114					
115		4			
116		1			
117		1			
118		1			
119		3			
120		1			
121	1	1			
122		2			
123	1	1			
124		3			
125		2			
126		4			
127					
128					
129		2			
130		1			
131		1			
132		2			
133		1			
134		1			
135		1			
136					
137		1			
138		3			
139		1			
140		1			
141		3			
142		1			
143		1			
144		6			
145		3			
146		1			
147		3			
148		2			
149		5			
150		4			
151		1			
152		3			
153		3			
154		2			
155		5			
156					
157		2			
158		3			
159		6			
160		8			
161		11			
162		5			
163		13			
164		1			
165		6			
166		6			
167		3			
168					
169		6			
170					
171					
172					
173		1			
174					
175					
176					
177					
計	6 人	310 人	13 人	17 人	17 人
平均給料月額	290,300 円	365,989 円	399,900 円	450,529 円	485,129 円
平均年齢	40.5 歳	44.0 歳	45.3 歳	50.5 歳	57.3 歳
				計	363 人
				平均給料月額	375,491 円
				平均年齢	44.9 歳

その4 教育職給料表(3)

号給	級	1	2	3
		人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21			1	
22				
23				
24				
25			1	
26			1	
27				
28				
29				
30			3	
31			1	
32				
33			3	
34			2	
35				
36				
37				
38			2	
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				
45			1	
46			1	
47				
48			1	
49				
50			1	1
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62			1	
63				
64				
65				
66			2	
67				
68			1	1
69			1	
70			1	
71				
72				
73				1
74			1	
75			1	
76			1	
77				2
78			2	
79				
80			2	1
81			1	
82			1	
83				
84			3	1
85				1
86			1	
87			1	
88			1	
89			1	1
90			2	
91				1
92				
93			1	
94				1
95			1	2
96			1	1

号給	級	1	2	3
		人	人	人
97				
98			1	
99				
100				
101			1	
102			1	
103				1
104			1	
105			1	1
106			1	1
107			1	
108			2	
109				1
110			1	
111			1	2
112			1	1
113			1	
114			2	
115			2	
116			1	
117				
118				
119				
120			1	
121			2	
122			3	
123				
124				
125			1	
126			1	
127			1	
128			1	
129				
130			1	
131				
132				
133				
134			1	
135				
136				
137			1	
138			1	
139				
140				
141			1	
142				
143				
144			2	
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154			1	
155			1	
156				
157			1	
158				
159			1	
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169			1	
170				
171			1	
172			1	
173				
174				
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
計		0 人	88 人	21 人
平均給料月額	円		334,673 円	428,524 円
平均年齢	歳		39.5 歳	52.7 歳
計				109 人
平均給料月額	円			352,754 円
平均年齢	歳			42.0 歳

その5 教育職給料表（4）

号給	級	1	2	3	4	5
1		人				
2			人			
3				人		
4					人	
5						人
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30				1		
31						
32						
33				2		
34			1	2		
35			2	1		
36						
37			1	1		
38						
39			1			
40						
41				1		
42			2			
43						
44				1		
45			1			
46						
47						
48					1	
49					1	
50						
51						
52					1	
53		1				
54				3	2	
55		1		1		
56				1		
57				1		
58					1	
59				2	1	
60				1		
61				1		
62						
63					4	
64				1		
65					2	
66				3		
67				1	1	
68					1	

号給	級	1	2	3	4	5
69		人				
70			人			
71				人	人	
72				1	1	
73				1		
74					2	
75					1	
76					1	
77					2	
78						
79						
80						
81					1	
82				4	1	
83						
84					1	
85						
86					1	
87						
88					1	
89					1	
90					2	
91						
92				1	1	
93					2	
94						
95					2	
96						
97						
98						
99						
100					3	
101					1	
102					1	
103					2	
104						
105				1		
106						
107						
108						
109					1	
110						
111						
112					1	
113					1	
114					1	
115					1	
116						
117					1	
118					1	
119						
120					1	
121						
122					1	
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計		2 人	8 人	32 人	51 人	1 人
平均給料月額		267,200 円	284,400 円	378,516 円	499,080 円	467,500 円
平均年齢		28.5 歳	30.6 歳	39.9 歳	52.9 歳	65.0 歳
					計	94 人
					平均給料月額	434,497 円
					平均年齢	46.2 歳

その6 教育職給料表(5)

級	1	2	3	4	5
人	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		119			
18					
19		10			
20					
21		40			
22		69	1		
23		6			
24		11			1
25		39			
26		26			
27		6			
28		7			
29		30			3
30		92	2		2
31		8	1		2
32		17			7
33		24			11
34		118	4		10
35		10			16
36		22	1		18
37		17			16
38		89	6		22
39		13			19
40		29	2		22
41		15	3		20
42		127	4		22
43		9	7		16
44		35	1		20
45		20	4		12
46		117	7		9
47		9	4		7
48		37	3	1	5
49		13	2		3
50		143	4	1	1
51		10	4		
52		36	3		
53		23	5	2	2
54		94	6	1	
55		18	3	1	
56		36	6		
57		33	8	5	
58		101	10	1	
59		14	10	5	
60		37	7	2	
61		32	10	3	
62		128	8	3	
63		12	5	5	
64		44	6	5	
65		30	4	3	
66		104	5	3	
67		18	7	4	
68		52	6	2	
69		23	3	6	
70		82	6	3	
71		27	4	1	
72		43	4	7	
73		32	3	7	
74		96	3	7	
75		27	5	3	
76		38	3	6	
77		35	4	3	
78		78	3	6	
79		20	1		
80		41		7	
81		38	7	8	
82		55	6	5	
83		53	4	2	
84		29	1	6	
85		33	6	7	
86		43	3	6	
87		33	3	8	
88		26	6	6	

級	1	2	3	4	5
人	人	人	人	人	人
89		39	5	18	
90		37	5	8	
91		31	2	11	
92		33	4	9	
93		39	2	9	
94		32	3	8	
95		32	2	9	
96		36	5	5	
97		33	8	12	
98		25	1	12	
99		30	1	11	
100		18	4	14	
101		24	12	12	
102		27	6	5	
103		27	5	5	
104		27	17	4	
105		19	2	2	
106		28	6	3	
107		22	13	1	
108		16	11		
109		16	13	1	
110		23	15		
111		21	12		
112		16	16		
113		26	18		
114		18	11		
115		14	17		
116		16	15		
117		12	8		
118		14	11		
119		21	10		
120		20	8		
121		14	5		
122		16	8		
123		11	1		
124		9	4		
125		15	4		
126		13			
127		10			
128		7			
129		11			
130		17			
131		12			
132		12			
133		7			
134		16			
135		9			
136		15			
137		13			
138		8			
139		10			
140		14			
141		15			
142		14			
143		5			
144		15			
145		36			
146		15			
147		6			
148		15			
149		21			
150		19			
151		18			
152		21			
153		23			
154		25			
155		17			
156		37			
157		37			
158		39			
159		23			
160		23			
161		68			
162		35			
163		39			
164		21			
165		26			
166		32			
167		13			
168		9			
169		10			
170		11			
171		12			
172		8			
173		8			
計	0人	4,748人	534人	310人	266人
平均給料月額	円	326,617円	400,629円	424,884円	449,982円
平均年齢	歳	37.8歳	49.8歳	49.9歳	55.9歳

計	5,858人
平均給料月額	344,166円
平均年齢	40.4歳

その7 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29			1	
30				
31				
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42			1	
43				
44				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53			1	
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				1
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				1
72				1
73				1
74				
75				1
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			2	
86				
87				
88				
89				
計	0 人	0 人	6 人	6 人
平均給料月額	円	円	482,500 円	568,700 円
平均年齢	歳	歳	51.3 歳	60.0 歳
			計	12 人
			平均給料月額	525,600 円
			平均年齢	55.7 歳

その8 医療職給料表(2)

号給	1	2	3	4	5	6
人	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		10				
11					1	
12						
13		1				
14		1				
15		4				
16		1				
17		1				
18		4				
19		6	3			
20		2				
21						
22		5				
23		3	5			
24		2				
25		2				
26		2				
27		1				
28		2			2	
29	19	2	2			
30		2				
31		5				
32		2				
33		4	1		1	
34		4				
35		3				
36	1		1	1	2	
37	1	2	4			
38		2	1			
39	1	1				
40		1	1		2	
41		2	1			
42		2	1		1	
43		3	2	1		
44		1	5		1	1
45		4				
46						
47		1				
48		1	2			1
49		2	1			1
50		1	1	1		2
51		1				
52		4	2		2	
53		4	3			
54		3	1		1	
55		2	3			3
56		1	2			1
57		4	1			1
58				2	1	
59			1			2
60		4	1	1		
61		2		1		
62						2
63		1	2		1	1
64			1		1	
65			1			1
66			1		1	
67		1				
68				3		
69			1			
70					1	
71				1	1	
72					3	

号給	1	2	3	4	5	6
人	人	人	人	人	人	人
73					3	
74		1			1	
75		1				1
76		2		3		
77			1		1	
78		1		1	1	
79						
80				1		
81					1	
82						
83					1	
84		1				
85			1	1		
86					1	
87						
88			2	1		
89				1		
90		1			1	
91				1		
92						
93				4		
94			1	1	1	
95					2	
96						
97				1		
98					2	
99				1		
100				1		
101					1	
102				1		
103						
104					3	
105					1	
106						
107					1	
108						
109				1		
110						
111				1		
112						
113					2	
114					1	
115			1			
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124			1			
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133			1			
134						
135						
136						
137			16			
計	22 人	126 人	75 人	31 人	46 人	17 人
平均給月額	186,723 円	237,675 円	318,341 円	371,858 円	380,737 円	431,047 円
平均年齢	22.6 歳	33.1 歳	41.5 歳	49.6 歳	46.9 歳	52.1 歳
					計	317 人
					平均給月額	297,476 円
					平均年齢	39.0 歳

### 第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額

#### その1 全給料表

給料表 区分 年齢	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18	3	152,500	7	157,700				
19	6	152,733	13	157,915				
20	4	161,250	16	163,688				
21	8	164,588	19	167,158				
22	119	182,357	33	177,442	5	217,568		
23	137	185,288	34	181,415	2	221,520	1	205,400
24	198	193,433	43	192,993	6	232,388	2	214,812
25	181	200,739	32	197,903	10	239,842	8	228,371
26	196	208,938	40	203,838	6	248,629	3	237,779
27	204	216,647	42	214,190	5	259,626	1	247,208
28	187	226,956	24	220,321	11	270,079	1	256,568
29	229	234,399	36	233,742	8	283,803	3	259,896
30	226	244,893	31	243,587	4	293,124		
31	217	256,214	31	251,071	10	300,466	1	294,216
32	184	264,864	35	260,763	9	313,884	1	305,552
33	194	275,921	34	271,097	12	327,366	1	305,552
34	180	283,515	24	275,067	7	336,069	1	316,576
35	167	294,886	36	283,836	7	336,064	6	332,991
36	152	308,212	35	298,371	7	354,848	6	337,341
37	151	306,630	44	300,205	7	366,674	2	345,396
38	137	317,323	34	313,885	5	361,373	5	354,603
39	118	323,640	26	317,385	4	383,682	3	364,667
40	124	327,689	22	322,891	7	389,287	1	370,032
41	102	338,025	36	348,606	7	392,600	2	383,760
42	100	353,012	29	345,848	4	405,496	1	371,696
43	105	358,885	31	356,126	3	415,064	2	391,092
44	97	367,182	31	360,958	4	416,063	8	397,429
45	120	370,034	32	365,303	7	403,153	3	399,949
46	128	380,133	36	372,047	4	427,692	6	404,998
47	168	382,027	59	374,914	9	421,311	3	406,773
48	164	386,444	61	377,569	14	428,594	5	406,005
49	162	389,533	55	385,598	10	423,849	4	415,565
50	197	392,376	66	386,518	11	434,853	6	423,175
51	233	399,337	38	386,800	10	434,867	1	430,200
52	253	404,662	38	389,297	14	438,734	4	428,678
53	300	404,525	26	386,565	12	448,263	5	428,033
54	221	407,614	46	394,546	20	448,317	1	429,544
55	199	404,438	30	403,063	7	450,986	2	431,300
56	233	406,536	37	410,105	28	448,977	4	431,839
57	273	414,487	48	411,481	25	455,756	2	434,650
58	211	415,229	46	405,572	15	454,564		
59	175	421,512	33	414,064	27	456,885	4	439,783
60以上	2	585,250						
総計	6,765	324,778	1,469	316,833	363	390,763	109	364,641
平均年齢	41.2	歳	40.6	歳	44.9	歳	42.0	歳

(注) 給料月額には、給料の調整額、教職調整額及び令和3年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。



教育職給料表(4)		教育職給料表(5)		医療職(1)		医療職(2)	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円
		62	217,899			16	184,600
		76	219,646			9	186,111
		121	227,803			8	193,050
		155	239,415			12	200,608
		161	250,361			8	208,738
		146	261,128			3	214,067
1	266,000	184	271,681			7	220,071
4	273,900	177	281,710			10	229,510
1	280,300	205	290,171			8	235,788
3	301,100	192	300,807			9	235,978
1	314,700	207	311,678			9	242,567
3	306,000	220	320,233			6	249,517
2	323,400	217	330,196			8	260,650
3	337,267	211	339,717			9	286,922
1	372,600	181	347,990			8	264,038
1	352,100	186	356,938			11	291,227
4	375,975	155	364,447			11	288,173
3	392,300	162	372,695			11	295,064
2	391,400	170	376,893			10	295,320
		170	382,677	1	436,200	12	315,025
1	422,000	147	386,989			8	287,400
5	392,300	125	393,790			8	309,113
3	426,033	113	398,050			7	319,471
6	441,133	110	400,708			9	353,533
3	458,233	104	406,063	1	490,300	15	369,453
1	395,500	94	409,925	1	448,700	10	359,460
3	479,800	87	413,309			7	351,943
5	479,160	133	416,385			4	372,875
3	489,167	135	419,445			10	394,920
6	487,117	121	422,425			8	392,800
3	502,700	156	425,424			7	394,929
		183	426,172			7	395,086
5	510,960	204	428,817			10	395,960
1	521,000	154	431,768	2	507,250	7	400,614
3	519,333	175	432,039			5	414,220
1	527,600	163	433,531			5	409,180
6	519,933	155	433,705	1	526,500	4	393,750
2	519,950	141	434,048	1	574,800	1	389,800
8	510,613			5	563,240		
94	434,497	5,858	357,136	12	525,600	317	297,476
46.2	歳	40.4	歳	55.7	歳	39.0	歳

その2 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	3	152,500								
19	6	152,733								
20	4	161,250								
21	8	164,588								
22	119	182,357								
23	31	184,413	106	185,543						
24	13	193,092	185	193,457						
25	12	198,167	169	200,921						
26	8	196,463	188	209,469						
27	6	201,617	198	217,103						
28	1	174,200	74	218,081	112	233,291				
29	4	213,225	49	221,490	176	238,474				
30	2	214,050	38	227,555	174	246,644	3	268,300	9	283,300
31	1	225,600	27	233,037	159	253,869			30	290,523
32			19	240,663	136	261,188			29	297,955
33			15	243,133	140	269,860			39	310,287
34			18	248,611	111	273,440			51	317,763
35	1	232,400	8	254,738	102	281,025			55	327,398
36			7	260,386	72	290,000			73	330,760
37			18	263,889	75	296,360	1	293,700	56	333,155
38	1	242,500	13	273,023	60	303,095			63	341,202
39			12	274,317	48	309,288			56	344,300
40			15	276,060	43	312,863	13	327,900	51	352,618
41			6	282,733	32	316,228	20	338,915	40	357,143
42			2	298,600	27	326,244	21	348,086	40	364,520
43			3	301,433	26	329,135	20	354,055	44	368,091
44			4	283,475	22	340,500	17	359,788	41	375,546
45			5	287,200	26	351,577	29	363,424	48	379,583
46			1	294,200	34	360,565	35	365,843	33	380,985
47			2	284,750	42	366,555	50	369,518	48	387,040
48			2	274,850	46	367,793	32	371,647	53	390,900
49			2	289,900	43	371,633	40	373,450	45	394,304
50			6	312,950	57	374,335	42	376,755	53	396,119
51			3	294,533	73	376,693	43	378,135	56	398,977
52					68	379,487	49	380,449	64	401,416
53			1	296,000	97	380,973	55	382,616	68	402,703
54					58	381,328	54	383,944	50	403,596
55					71	383,275	43	385,442	43	405,305
56					92	385,186	46	387,761	44	406,800
57					93	386,003	54	388,094	55	407,765
58					74	386,442	42	388,026	40	407,385
59					64	386,878	30	388,873	20	407,090
60以上										
計	220	184,446	1,196	214,728	2,453	311,284	739	375,008	1,397	368,545
平均年齢	22.9	歳	27.6	歳	40.9	歳	50.9	歳	44.9	歳

級 区分 年齢	6		7		8		合 計		
	人 員	平 均 給 料 月 額	人 員	平 均 給 料 月 額	人 員	平 均 給 料 月 額	人 員	平 均 給 料 月 額	
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	
18							3	152,500	
19							6	152,733	
20							4	161,250	
21							8	164,588	
22							119	182,357	
23							137	185,288	
24							198	193,433	
25							181	200,739	
26							196	208,938	
27							204	216,647	
28							187	226,956	
29							229	234,399	
30							226	244,893	
31							217	256,214	
32							184	264,864	
33							194	275,921	
34							180	283,515	
35	1	304,200					167	294,886	
36							152	308,212	
37			1	373,700			151	306,630	
38							137	317,323	
39	2	385,550					118	323,640	
40	2	396,600					124	327,689	
41	4	399,700					102	338,025	
42	10	400,480					100	353,012	
43	11	406,382				1	473,800	105	358,885
44	12	417,058	1	473,300			97	367,182	
45	12	422,317					120	370,034	
46	25	429,064					128	380,133	
47	26	429,308					168	382,027	
48	30	427,497	1	473,300			164	386,444	
49	30	429,367	2	490,800			162	389,533	
50	32	432,881	7	487,571			197	392,376	
51	43	435,135	14	487,586	1	523,800	233	399,337	
52	57	435,670	14	490,243	1	545,100	253	404,662	
53	62	437,677	15	496,207	2	550,100	300	404,525	
54	42	437,531	14	498,271	3	566,967	221	407,614	
55	30	439,163	9	491,811	3	555,767	199	404,438	
56	37	440,816	9	497,033	5	553,240	233	406,536	
57	37	438,270	23	496,217	11	567,591	273	414,487	
58	27	438,581	18	499,667	10	558,840	211	415,229	
59	34	439,574	16	496,494	11	573,364	175	421,512	
60以上					2	585,250	2	585,250	
計	566	432,873	144	493,569	50	561,734	6,765	324,778	
平均年齢	51.8	歳	54.6	歳	56.7	歳	41.2	歳	

第4表 ラスパイレス指数

	令和3年	令和2年	平成31年
神戸市	100.2	100.4	100.3
指定都市の平均	99.7	99.9	99.9
指定都市中の順位	10位	10位	10位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族内訳			
扶養親族数	扶養手当受給者数	配偶者	子		父母等
			右以外	特定期間にある子	
		6,500 円	12,000 円	5,000円 (加算額)	6,500 円
1 人	2,228 人	862 人	757 人	440 人	169 人
2 人	2,174	820	2,348	1,083	97
3 人	1,365	989	2,241	820	45
4 人	328	282	786	210	34
5 人	44	42	129	40	9
6 人	5	4	16	7	3
7 人	1	1	4	2	0
計	6,145	3,000	6,281	2,602	357
非支給者	8,842				
合計	14,987				

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
	行政職	760	96,146	10,801
消防職	70	94,114	4,485	
教育職(2)	30	79,497	6,570	
教育職(3)	19	67,600	11,783	
教育職(4)	5	65,400	3,479	
教育職(5)	529	69,540	6,280	
医療職(1)	12	98,417	98,417	
医療職(2)	17	89,000	4,773	
合計	1,442	85,392	8,216	

第7表 住居手当の支給状況

区分	住居の種類	持家		賃貸住宅		その他	計
		市内	市外	市内	市外		
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	5,755人		2,722人	585人		9,062人
	非支給者	5,925					5,925
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	2,405		1,237	338		3,980
	非支給者	2,785					2,785

(注) 平成28年度より、市内・市外の区分が設けられている。

## 第8表 再任用職員の給料表別、級別人員

### (1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	163			23	8	86	34	10	2
消防職	3			2	1				
教育職(2)	73		65			8			
教育職(3)	8		3	5					
教育職(4)	2			2					
教育職(5)	207		196	5		6			
医療職(1)	0								
医療職(2)	8			1		6	1		
給料表計	464								
60歳	122								
61歳	92								
62歳	100								
63歳	82								
64歳	68								

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ)

### (2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	588			280	78	202	23	2	3
消防職	108			76	18	12	2		
教育職(2)	10		10						
教育職(3)	0								
教育職(4)	0								
教育職(5)	220		216	4					
医療職(1)	0								
医療職(2)	32			16	9	6	1		
給料表計	958								
60歳	207								
61歳	218								
62歳	216								
63歳	169								
64歳	148								

## 第2部 民間給与等の実態

### 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査は、人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

#### 1 調査の目的

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、民間給与等の実態を調査したものである。

#### 2 調査の内容等

##### (1) 調査の内容

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

##### (2) 調査期間

4月25日(月)～6月17日(金)

#### 3 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所

令和4年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、653事業所を対象とした。

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

## (2) 事業所の抽出

(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、さらに給与の比較の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に171事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、54ページ第9表のとおりである。

## (3) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員数が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

## 4 調査結果の集計

- ① 調査実人員は、初任給関係で623人（うち事務・技術関係職種576人）、4月分給与関係で6,801人（うち事務・技術関係職種6,416人）の計7,424人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は47,460人（うち事務・技術関係職種46,004人）である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。



第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模	全規模		
		500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満
全産業	137 事業所	82 事業所	39 事業所	16 事業所
建設業	6	5	0	1
製造業	45	32	11	2
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	39	18	14	7
卸売業、小売業	12	8	3	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	8	7	1	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	27	12	10	5

(注) 1 上記の他、調査実施に際し、企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5事業所、調査不能の事業所が29事業所あった。  
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 対応級表

規模 級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模50人以上100人未満
8	支店長、工場長	——	——
7	部長、部次長	支店長、工場長	——
6	課長	部長、部次長	支店長、工場長
5	課長代理、係長	課長	部長、部次長、課長
4	係長	課長代理	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1		係員	係員

(注) 級とは、行政職給料表の職務の級である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	<b>支 店 長</b>	<b>18</b>	<b>52.5</b>	<b>810,789</b>	<b>1,387</b>	<b>809,402</b>	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	13	53.9	848,156	1,250	846,906	
	短 大 卒	3	46.0	722,398	2,887	719,511	
	高 校 卒	2	54.8	737,430	0	737,430	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
技 術	<b>事 務 部 長</b>	<b>281</b>	<b>52.9</b>	<b>677,606</b>	<b>4,333</b>	<b>673,273</b>	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	216	52.7	709,941	4,852	705,089	
	短 大 卒	28	52.3	610,746	902	609,844	
	高 校 卒	37	54.4	570,526	3,922	566,604	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
関	<b>事 務 部 次 長</b>	<b>129</b>	<b>50.5</b>	<b>589,854</b>	<b>38,786</b>	<b>551,068</b>	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職 (部長—課長間)
	大 学 卒	99	50.3	602,992	35,147	567,845	
	短 大 卒	10	50.2	556,550	381	556,169	
	高 校 卒	19	51.3	540,263	73,547	466,716	
中 学 卒	1	*	*	*	*	*	
係	<b>事 務 課 長</b>	<b>490</b>	<b>49.1</b>	<b>565,604</b>	<b>25,555</b>	<b>540,049</b>	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	363	48.2	578,342	28,556	549,786	
	短 大 卒	45	49.2	500,799	20,580	480,219	
	高 校 卒	81	52.1	547,704	17,393	530,311	
中 学 卒	1	*	*	*	*	*	
職	<b>事 務 課 長 代 理</b>	<b>309</b>	<b>46.0</b>	<b>515,190</b>	<b>35,185</b>	<b>480,005</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職 (課長—係長間)
	大 学 卒	244	45.2	524,490	32,718	491,772	
	短 大 卒	35	48.3	473,079	62,789	410,290	
	高 校 卒	30	50.5	476,737	27,642	449,095	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
種	<b>事 務 係 長</b>	<b>437</b>	<b>45.3</b>	<b>467,101</b>	<b>72,808</b>	<b>394,293</b>	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	282	43.3	486,943	85,209	401,734	
	短 大 卒	49	45.8	412,970	63,227	349,743	
	高 校 卒	105	50.0	439,001	44,821	394,180	
中 学 卒	1	*	*	*	*	*	
種	<b>事 務 主 任</b>	<b>409</b>	<b>41.3</b>	<b>388,656</b>	<b>46,069</b>	<b>342,587</b>	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長—係員間)
	大 学 卒	266	38.8	388,193	50,494	337,699	
	短 大 卒	53	45.0	367,320	50,507	316,813	
	高 校 卒	89	47.8	401,747	28,686	373,061	
中 学 卒	1	*	*	*	*	*	
種	<b>事 務 係 員</b>	<b>2,002</b>	<b>36.9</b>	<b>335,751</b>	<b>44,913</b>	<b>290,838</b>	
	大 学 卒	1,339	34.4	337,897	46,438	291,459	
	短 大 卒	277	41.8	333,420	40,717	292,703	
	高 校 卒	379	42.9	328,300	41,142	287,158	
中 学 卒	7	46.8	377,270	97,921	279,349		

(注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び令和4年4月分平均給与支給額の欄を「\*」としている。

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	<b>工場長</b>	<b>6</b>	<b>54.7</b>	<b>794,140</b>	<b>86</b>	<b>794,054</b>	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	6	54.7	794,140	86	794,054	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術	<b>技術部長</b>	<b>109</b>	<b>52.3</b>	<b>718,973</b>	<b>441</b>	<b>718,532</b>	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	89	52.3	723,599	534	723,065	
	短大卒	7	52.4	724,822	0	724,822	
	高校卒	13	52.3	681,153	0	681,153	
技 術 関	<b>技術部次長</b>	<b>39</b>	<b>52.0</b>	<b>652,935</b>	<b>2,596</b>	<b>650,339</b>	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	32	51.0	673,908	1,752	672,156	
	短大卒	4	55.2	538,280	6,584	531,696	
	高校卒	3	58.3	597,914	5,734	592,180	
技 術 係	<b>技術課長</b>	<b>297</b>	<b>48.0</b>	<b>603,900</b>	<b>8,523</b>	<b>595,377</b>	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	213	47.2	611,091	6,842	604,249	
	短大卒	21	49.6	602,289	13,109	589,180	
	高校卒	63	50.7	573,892	14,223	559,669	
技 術 係 職	<b>技術課長代理</b>	<b>147</b>	<b>44.7</b>	<b>578,267</b>	<b>11,366</b>	<b>566,901</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	114	44.7	582,332	7,645	574,687	
	短大卒	11	44.6	570,364	794	569,570	
	高校卒	21	44.6	533,391	70,612	462,779	
技 術 係 種	<b>技術係長</b>	<b>329</b>	<b>46.0</b>	<b>484,736</b>	<b>91,525</b>	<b>393,211</b>	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	124	46.4	496,154	100,410	395,744	
	短大卒	28	49.3	440,109	61,153	378,956	
	高校卒	171	45.2	482,128	88,176	393,952	
技 術 係 種	<b>技術主任</b>	<b>202</b>	<b>42.0</b>	<b>430,718</b>	<b>88,399</b>	<b>342,319</b>	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	69	38.9	409,935	76,699	333,236	
	短大卒	29	43.2	405,890	69,200	336,690	
	高校卒	100	43.5	447,470	97,572	349,898	
技 術 係 種	<b>技術係員</b>	<b>1,212</b>	<b>36.9</b>	<b>364,503</b>	<b>57,583</b>	<b>306,920</b>	
	大学卒	510	33.7	355,503	61,674	293,829	
	短大卒	125	37.5	373,921	57,524	316,397	
	高校卒	557	38.7	369,843	55,235	314,608	
中 学 卒	20	48.1	361,602	44,471	317,131		

## (2) 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま つて 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
支 店 長	17	52.3	817,641	1,473	816,168	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	13	53.9	848,156	1,250		846,906
	短 大 卒	3	46.0	722,398	2,887		719,511
	高 校 卒	1	*	*	*		*
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	239	52.7	714,157	5,476	708,681	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	193	52.6	733,183	5,632		727,551
	短 大 卒	20	52.2	645,963	1,335		644,628
	高 校 卒	26	53.5	627,017	7,323		619,694
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	113	50.6	597,402	44,795	552,607	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)	
	大 学 卒	88	50.4	610,075	40,012		570,063
	短 大 卒	9	50.6	566,635	435		566,200
	高 校 卒	16	51.5	547,833	86,533		461,300
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	362	49.4	591,297	31,211	560,086	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	289	48.6	598,941	34,032		564,909
	短 大 卒	22	48.6	528,183	19,541		508,642
	高 校 卒	51	53.4	575,333	21,479		553,854
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長 代 理	255	46.0	532,069	30,559	501,510	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)	
	大 学 卒	212	45.3	536,059	28,628		507,431
	短 大 卒	20	48.0	510,661	51,068		459,593
	高 校 卒	23	51.2	504,832	35,018		469,814
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	305	46.0	478,356	81,601	396,755	○係の長又は係長級専門職	
	大 学 卒	194	44.1	492,852	95,441		397,411
	短 大 卒	33	45.0	400,505	61,364		339,141
	高 校 卒	77	50.7	471,859	55,492		416,367
中 学 卒	1	*	*	*	*	*	
事 務 主 任	253	41.7	418,980	62,005	356,975	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)	
	大 学 卒	159	38.5	424,320	75,814		348,506
	短 大 卒	34	44.2	387,493	60,769		326,724
	高 校 卒	59	48.6	421,310	27,377		393,933
中 学 卒	1	*	*	*	*	*	
事 務 係 員	1,354	38.1	347,012	49,756	297,256		
	大 学 卒	880	35.6	352,643	54,008		298,635
	短 大 卒	195	40.7	321,011	32,065		288,946
	高 校 卒	273	43.8	346,162	47,327		298,835
中 学 卒	6	46.5	385,784	103,907	281,877		

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま つて 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>工場長</b>	<b>6</b>	<b>54.7</b>	<b>794,140</b>	<b>86</b>	<b>794,054</b>	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	6	54.7	794,140	86	794,054	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	<b>技術部長</b>	<b>91</b>	<b>51.7</b>	<b>733,770</b>	<b>503</b>	<b>733,267</b>	○構成員20人又は2課以上の部 相当の組織の長(取締役兼任者 を除く) ○職責が上記部の長と同等と認 められる部の長及び部長級専 門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	74	51.7	739,202	610	738,592	
	短大卒	5	50.4	746,943	0	746,943	
	高校卒	12	52.6	690,265	0	690,265	
	<b>技術部次長</b>	<b>18</b>	<b>52.9</b>	<b>710,017</b>	<b>3,143</b>	<b>706,874</b>	○前記部長に事故等のあるとき の職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級 専門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	16	52.0	747,802	2,546	745,256	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
<b>技術課長</b>	<b>230</b>	<b>47.8</b>	<b>617,200</b>	<b>3,389</b>	<b>613,811</b>	○構成員10人又は2係以上の課 相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専 門職	
大学卒	163	46.9	625,030	1,927	623,103		
短大卒	16	50.1	626,509	9,897	616,612		
高校卒	51	51.2	582,066	7,590	574,476		
<b>技術課長代理</b>	<b>144</b>	<b>44.7</b>	<b>578,887</b>	<b>11,126</b>	<b>567,761</b>	○前記課長に事故等のあるとき の職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部 下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課長代理 級専門職 ○中間職(課長―係長間)	
大学卒	111	44.7	583,082	7,340	575,742		
短大卒	11	44.6	570,364	794	569,570		
高校卒	21	44.6	533,391	70,612	462,779		
<b>技術係長</b>	<b>250</b>	<b>46.0</b>	<b>484,487</b>	<b>86,709</b>	<b>397,778</b>	○係の長又は係長級専門職	
大学卒	71	47.7	490,699	85,321	405,378		
短大卒	17	50.7	472,227	61,173	411,054		
高校卒	156	44.9	480,546	86,470	394,076		
<b>技術主任</b>	<b>110</b>	<b>43.0</b>	<b>450,533</b>	<b>92,824</b>	<b>357,709</b>	○係長のいる事業所において主任 の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任の うち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認め られる主任 ○中間職(係長―係員間)	
大学卒	32	38.8	402,279	67,709	334,570		
短大卒	8	44.2	431,712	47,594	384,118		
高校卒	66	44.4	469,225	103,169	366,056		
<b>技術係員</b>	<b>1,003</b>	<b>37.0</b>	<b>366,233</b>	<b>57,629</b>	<b>308,604</b>		
大学卒	394	33.8	357,076	62,088	294,988		
短大卒	106	37.7	380,902	58,331	322,571		
高校卒	486	38.7	370,748	55,101	315,647		
中 学 卒	17	48.5	365,558	44,305	321,253		

(3) 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま つて 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
事 務	事 務 部 長	40	53.7	555,369	465	554,904	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	23	53.2	587,545	746	586,799	
	短 大 卒	7	52.0	544,321	0	544,321	
	高 校 卒	10	55.0	508,104	178	507,926	
技 術	事 務 部 次 長	15	50.5	550,922	1,129	549,793	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大 学 卒	11	49.6	554,007	1,497	552,510	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	54.7	542,555	0	542,555	
関 係	事 務 課 長	114	48.9	512,967	14,680	498,287	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	66	47.3	518,344	13,153	505,191	
	短 大 卒	22	49.4	471,510	22,691	448,819	
	高 校 卒	26	51.5	521,482	13,918	507,564	
職 種	事 務 課 長 代 理	51	46.2	446,192	52,179	394,013	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大 学 卒	30	44.4	455,788	51,643	404,145	
	短 大 卒	15	48.6	430,414	76,096	354,318	
	高 校 卒	6	50.2	430,541	14,194	416,347	
係	事 務 係 長	109	44.5	452,231	58,788	393,443	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	76	42.4	479,653	70,016	409,637	
	短 大 卒	14	47.1	422,172	63,200	358,972	
	高 校 卒	19	49.8	381,322	19,951	361,371	
種	事 務 主 任	127	40.8	356,012	25,174	330,838	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大 学 卒	89	39.2	353,795	23,076	330,719	
	短 大 卒	15	46.5	347,480	36,975	310,505	
	高 校 卒	23	45.7	373,875	28,992	344,883	
種	事 務 係 員	542	34.6	319,244	37,539	281,705	
	大 学 卒	406	32.6	316,068	35,213	280,855	
	短 大 卒	63	43.9	371,268	64,811	306,457	
	高 校 卒	72	40.2	286,430	25,664	260,766	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま つて 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	17	55.1	643,114	98	643,016	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	14	55.1	645,418	120	645,298	
	短大卒	2	58.1	662,016	0	662,016	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 部 次 長	次長	20	51.7	610,854	2,246	608,608	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	15	50.6	610,944	1,040	609,904	
	短大卒	3	52.5	622,489	9,617	612,872	
	高校卒	2	59.0	592,000	0	592,000	
技 術 課	課長	65	48.6	540,430	33,617	506,813	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	48	48.7	544,784	30,974	513,810	
	短大卒	5	48.1	520,601	23,941	496,660	
	高校卒	12	48.4	529,636	50,134	479,502	
技 術 課 長 代 理	代理	1	*	*	*	*	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	係長	65	46.2	493,924	121,296	372,628	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	41	44.6	523,339	144,507	378,832	
	短大卒	11	47.3	397,486	61,128	336,358	
	高校卒	13	50.3	515,168	118,822	396,346	
技 術 主 任	主任	65	40.1	421,776	87,719	334,057	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	34	38.7	414,275	83,868	330,407	
	短大卒	10	43.5	434,761	89,697	345,064	
	高校卒	21	40.7	427,661	93,048	334,613	
技 術 係 員	係員	153	34.5	329,180	53,394	275,786	
	大学卒	87	32.8	323,103	52,551	270,552	
	短大卒	14	36.5	297,965	46,308	251,657	
	高校卒	52	36.7	348,967	56,983	291,984	

## (4) 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務	事 務 部 長	2	59.0	503,000	0	503,000	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
事 務	事 務 部 次 長	1	*	*	*	*	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
技 術	事 務 課 長	14	44.9	482,316	359	481,957	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	8	45.6	492,610	628	491,982	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	42.0	458,385	0	458,385	
関	事 務 課 長 代 理	3	41.7	481,960	86,132	395,828	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大 学 卒	2	42.5	560,440	129,198	431,242	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
係	事 務 係 長	23	42.1	424,810	57,061	367,749	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	12	40.1	460,026	62,326	397,700	
	短 大 卒	2	43.5	508,234	91,584	416,650	
	高 校 卒	9	44.6	359,317	42,368	316,949	
職	事 務 主 任	29	41.2	317,211	34,767	282,444	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大 学 卒	18	37.6	325,376	35,237	290,139	
	短 大 卒	4	45.8	280,442	22,342	258,100	
	高 校 卒	7	47.9	317,226	40,658	276,568	
種	事 務 係 員	106	37.4	296,595	30,476	266,119	
	大 学 卒	53	32.7	329,837	42,576	287,261	
	短 大 卒	19	43.9	289,964	22,553	267,411	
	高 校 卒	34	41.3	247,402	15,729	231,673	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	



職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま つて 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	1	*	*	*	*	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	部長	1	*	*	*	*	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課	部長	2	51.0	558,875	7,328	551,547	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	2	51.0	558,875	7,328	551,547	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長 代 理	部長	2	43.0	486,134	74,895	411,239	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	2	43.0	486,134	74,895	411,239	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	部長	14	44.5	444,304	65,323	378,981	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	12	43.0	441,759	60,105	381,654	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	53.5	459,578	96,628	362,950	
技 術 主 任	主任	27	42.8	375,294	72,924	302,370	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	3	41.7	435,371	83,637	351,734	
	短大卒	11	42.2	362,654	64,836	297,818	
	高校卒	13	43.5	372,126	77,295	294,831	
技 術 係 員	係員	56	38.4	360,734	65,988	294,746	
	大学卒	29	35.7	387,412	71,867	315,545	
	短大卒	5	34.3	335,264	60,630	274,634	
	高校卒	19	42.8	344,368	62,159	282,209	
中 学 卒	3	38.2	274,781	48,129	226,652		

その2 比較対象外職種  
全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和4年4月平均支給額(円)			備 考
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)	
技 能 ・ 職 務 種 別 電 話 交 換 手 ・ 自 家 用 乗 用 車 運 転 手 衛 生 用 務 員	-	-	-	-	-	外国語の電話交換手及び見習は除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く
	-	-	-	-	-	
	1	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種 研 究 所 長 研 究 部 ( 課 ) 長 研 究 室 ( 係 ) 長 主 任 研 究 員 研 究 員 研 究 補 助 員	6	51.7	745,617	430	745,187	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長、研 究部(課)長、研究室(係)長を除く)
	33	49.2	575,530	6,333	569,197	
	-	-	-	-	-	
	42	47.0	548,091	5,969	542,122	
	63	35.1	412,615	29,121	383,494	
教 育 関 係 職 種 大 学 長 ・ 副 学 長 ・ 部 長 教 授 准 教 授 講 師 学 助 教 高 校 長 教 頭 校 教 諭	21	60.5	860,514	0	860,514	
	75	54.5	701,026	0	701,026	
	50	50.2	606,430	0	606,430	
	27	45.3	539,341	0	539,341	
	25	46.4	490,056	754	489,302	
	1	*	*	*	*	
	2	57.5	613,095	0	613,095	
39	45.1	491,487	0	491,487		
海 事 関 係 職 種 船 長 ・ 機 関 長 一 等 航 海 士 ・ 機 関 士 二 等 航 海 士 ・ 機 関 士 三 等 航 海 士 ・ 機 関 士 運 航 士 甲 板 長 ・ 操 機 長 甲 板 手 ・ 操 機 手 甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

		大学卒	短大・高専卒	高校卒
全規模	計	209,120	188,701	172,366
	500人以上	212,062	189,744	174,589
	100人以上 500人未満	204,527	185,036	167,603
	50人以上 100人未満	201,444	192,740	172,300

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にもみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均したものである。

2 職員の場合、現行の地域手当を含む初任給月額、大学卒 206,752円、短大卒 183,008円、高校卒 170,800円である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	35.7	48.6	
大学卒	500人以上	29.8	47.1	52.9	0.0	70.2	
	100人以上 500人未満	53.2	54.3	45.7	0.0	46.8	
	50人以上 100人未満	20.7	0.0	100.0	0.0	79.3	
高校卒	計	24.3	35.2	64.8	0.0	75.7	
	500人以上	25.4	27.8	72.2	0.0	74.6	
	100人以上 500人未満	26.2	53.0	47.0	0.0	73.8	
	50人以上 100人未満	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行なし
		計	33.7	17.9	0.0
係員	500人以上	38.8	23.1	0.0	38.1
	100人以上 500人未満	30.6	14.1	0.0	55.3
	50人以上 100人未満	21.4	7.2	0.0	71.4
課長級	計	25.0	19.9	0.0	55.1
	500人以上	25.0	24.7	0.0	50.3
	100人以上 500人未満	27.9	14.7	0.0	57.4
	50人以上 100人未満	15.4	15.4	0.0	69.2

第15表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,011
配偶者と子1人	18,706
配偶者と子2人	24,384

- (注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出した。  
 2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の69.4%であった。  
 3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については6,500円、子については1人につき12,000円、父母等については1人につき6,500円である。  
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

企業規模	項目	係員		課長級		部長級	
		一定率 (額)分	考課査定分	一定率 (額)分	考課査定分	一定率 (額)分	考課査定分
全規模	計	54.2	45.8	45.2	54.8	44.0	56.0
	500人以上	55.4	44.6	42.9	57.1	42.0	58.0
	100人以上 500人未満	55.8	44.2	50.5	49.5	48.7	51.3
	50人以上 100人未満	40.5	59.5	31.8	68.2	31.8	68.2

# 第3部 労働経済指標

## 第17表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③		④		⑤				⑥		
	実質国内 総生産	常用雇用 指数 (調査産業計)	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)		
	全国	全国	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国		兵庫県		全国		
			季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値	モデル 推計値					調査産業計	一般 労働者	
	前年度比 ・前期比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%)	指数 (R2=100)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	指数 (R2=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	指数 (R2=100)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
令和 2年度	△ 4.5	0.0	1.10	※0.97	2.9	*2.7	100.1	△ 1.0	*100.0	△ 4.8	100.2	0.1	△ 0.1
令和 3年度	2.2	△ 0.4	1.16	※0.94	2.8	*2.8	101.8	1.7	*102.0	2.1	101.3	1.1	0.6
令和3年 4月		△ 0.3	1.09	0.93	2.8		102.5	1.6	103.2	4.0	101.8	1.1	0.4
5月	0.6	0.2	1.10	0.93	2.9	3.0	100.6	2.6	100.1	2.6	100.4	1.4	0.9
6月		0.0	1.13	0.95	2.9		101.4	2.1	102.4	2.0	101.2	0.8	0.6
7月		△ 0.1	1.14	0.95	2.8		101.6	1.7	104.0	4.4	101.1	0.7	0.7
8月	△ 0.8	△ 0.2	1.15	0.94	2.8	2.7	100.7	1.4	102.1	2.7	100.3	0.7	0.7
9月		△ 0.3	1.15	0.93	2.8		101.1	1.2	104.5	5.5	101.0	0.7	0.4
10月		△ 0.3	1.16	0.91	2.7		101.9	0.8	104.0	1.8	101.5	0.5	0.4
11月	1.0	△ 0.5	1.17	0.91	2.8	2.5	101.7	1.3	101.7	1.1	101.1	1.0	0.6
12月		△ 0.4	1.17	0.91	2.7		101.9	1.2	103.7	1.9	101.0	0.7	0.5
令和4年 1月		△ 1.2	1.20	0.94	2.8		102.0	2.0	102.9	2.6	101.4	1.8	0.8
2月	△ 1.0	△ 1.2	1.21	0.96	2.7	2.5	102.2	2.3	102.9	4.4	101.5	1.9	0.9
3月		△ 1.3	1.22	0.96	2.6		103.7	2.2	101.6	1.9	102.9	1.9	1.0
4月		△ 1.1	1.23	0.97	2.5		105.1	2.6	102.8	△ 0.4	104.0	2.2	1.8
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県							

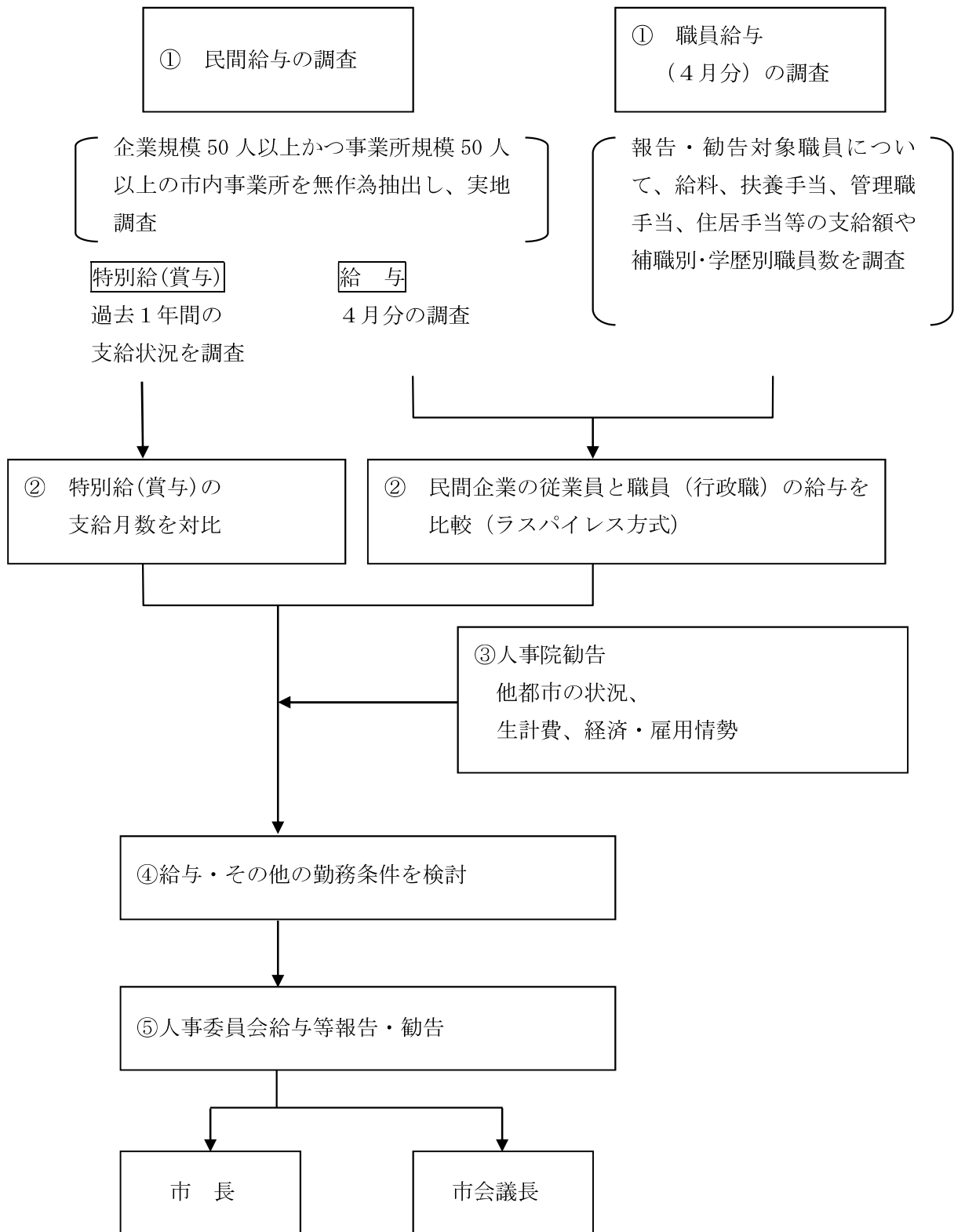
- (注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪は令和2年基準(ただし⑩、⑪の令和2年度は平成27年基準)である。  
(注) 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。  
(注) 3 ③の値のうち、※の付された数値は、実数である。  
(注) 4 ④の兵庫県の数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 消費支出 (名目)						⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵庫県		全国	全国	全 国				神 戸 市		全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計				二人以上の世帯		二人以上の世帯の うち勤労者世帯		二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯			
指数 (R2=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*100.0	△ 4.0	140.0	10.6	*277.9	*△5.3	304.5	△ 5.0	*268.8	*277.1	△ 0.2	0.3	△ 1.5
*101.7	1.8	142.5	11.7	*279.0	*1.1	311.2	2.2	*287.0	*339.5	0.1	△0.3	7.0
102.6	3.3	150.4	12.1	301.0	12.4	338.6	11.5	284.1	363.2	△ 1.1	△ 1.7	3.5
99.9	1.1	136.0	11.1	281.1	11.5	317.7	13.1	279.9	323.6	△ 0.8	△ 1.2	4.8
102.2	0.4	146.9	11.4	260.3	△ 4.9	281.2	△ 5.8	292.0	331.2	△ 0.5	△ 0.9	4.9
103.6	3.5	146.9	11.9	267.7	0.3	302.8	4.9	301.6	384.4	△ 0.3	△ 0.7	5.6
102.3	2.1	135.8	10.9	266.6	△ 3.5	294.1	△ 3.4	249.4	283.9	△ 0.4	△ 0.9	5.6
104.5	5.6	141.4	11.3	265.3	△ 1.7	295.8	△ 2.8	305.6	360.3	0.2	△ 0.6	6.2
104.0	1.7	144.8	11.7	282.0	△ 0.5	312.7	0.1	300.1	350.4	0.1	△ 0.5	8.0
101.6	1.2	145.8	12.1	277.0	△ 0.6	304.2	△ 0.4	288.2	320.0	0.6	0.3	8.9
102.8	1.3	144.5	12.3	317.2	0.7	344.1	3.1	321.1	341.6	0.8	0.5	8.6
103.3	3.2	136.9	11.8	287.8	7.5	314.4	5.6	283.7	292.6	0.5	0.5	9.0
102.9	4.8	136.6	11.9	257.9	2.2	285.3	1.6	242.7	237.9	0.9	0.7	9.4
101.3	2.3	144.5	12.6	307.3	△ 0.8	343.7	△ 0.1	346.2	360.2	1.2	0.8	9.3
102.6	0.0	149.0	12.9	304.5	1.2	344.1	1.6	345.4	412.0	2.5	2.1	9.9
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

5 ④、⑤、⑥、⑨の令和2年度、令和3年度の欄のうち、\*の付された数値は、それぞれ令和2暦年、令和3暦年の数値である。

6 ⑨は、農林漁家世帯を含む数値である。

(参考) 給与等報告・勧告の手順



### 民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあつては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、54 ページ第 10 表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。



